

# 第 5 次福岡市一般廃棄物処理基本計画 (原案)

第 8 回「第 5 次福岡市一般廃棄物処  
理基本計画」策定作業部会資料

令和 2 年 月  
福岡市

## 目 次

<b>1</b>	<b>ごみ処理基本計画</b>	<b>1</b>
第1章	計画策定の考え方	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
第2章	ごみ処理等の現状	3
1	前計画の振り返り	3
2	課題	9
第3章	計画の基本的事項（長期ビジョン）	19
1	計画期間	19
2	テーマ・基本方針	20
3	数値目標	27
4	取組指標	28
第4章	施策の推進（実行計画）	32
1	実行計画の概要	32
2	基本方針別施策	32
3	重点3品目に関する施策	43
4	分野横断的施策	47
5	新たな仕組みの検討	49
6	その他の取組み	49
第5章	ごみ処理体制	50
1	ごみ処理体制	50
2	施設整備の基本方針	55
第6章	計画の進行管理	56
1	進行管理の方針	56
2	数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況等の公表	56
<b>2</b>	<b>生活排水処理基本計画</b>	<b>57</b>
第1章	生活排水処理の基本方針	57
第2章	生活排水処理計画	57
1	し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽汚泥の処理	57
2	し尿（くみ取りを要するものを除く）及び生活排水の処理	57
3	市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れ	57
4	し尿処理施設の概要	57
資料編（省略）		58

# 1 ごみ処理基本計画

## 第1章 計画策定の考え方

### 1 計画策定の趣旨

福岡市では、2011年（平成23年）12月に「新循環のまち・ふくおか基本計画（第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画）」（以下「前計画」といいます。）を策定し、「元気が持続する循環のまち・ふくおか」をテーマに市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築<sup>1</sup>」を市民・事業者の皆様とともに推進してきました。

その結果、人口や事業所数は増加する中、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量や1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量は減少しています。

一方、前計画の策定から10年が経過する中、福岡市では人口が前計画の想定を上回って増加しており、好調な経済状況を背景に事業所数も増加しています。

また、2015年（平成27年）の「持続可能な開発目標（SDGs）<sup>2</sup>」の採択以降、環境行政を取り巻く国内外の状況は大きく変化しており、プラスチックごみや食品ロス<sup>3</sup>の削減など新たな課題への対応が求められています。

さらに、2019年（令和元年）に発生した新型コロナウイルス感染症によって、これまで以上に安定的な廃棄物処理も求められています。

「第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」といいます。）は、これらの状況の変化や新たな課題に対応するとともに、「福岡式循環型社会システムの構築」をより一層推進し、「資源を活かす循環のまちづくり」を目指すものです。

### 2 計画の位置付け

本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項に基づく一般廃棄物処理計画であるとともに、環境基本法（平成5年法律第91号）や循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の理念を踏まえた長期的かつ総合的な視点で循環型社会の形成を推進する計画です。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号。以下「食品ロス削減推進法」といいます。）第13条第1項に基づく市町村食品ロス削減推

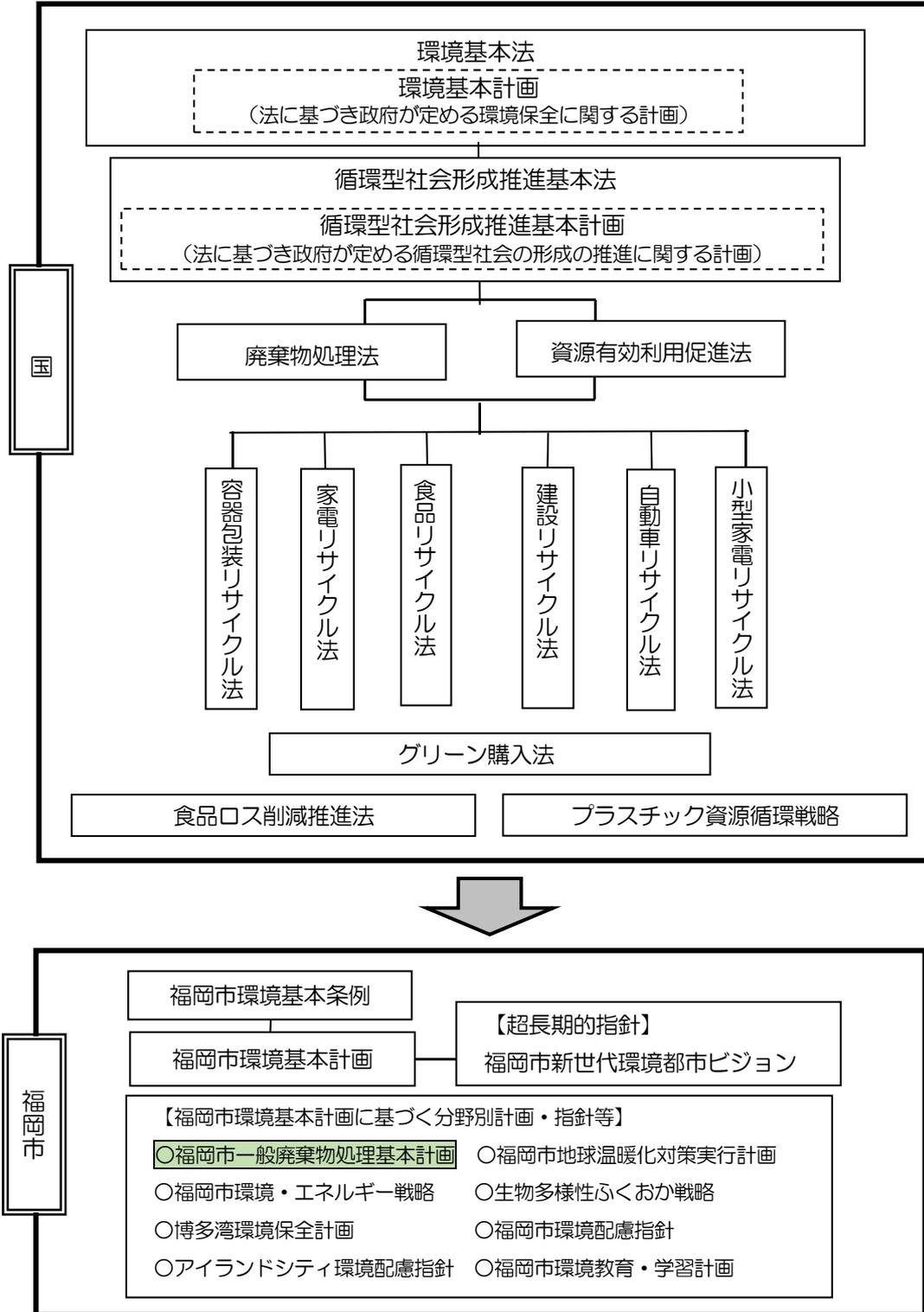
<sup>1</sup> 福岡式循環型社会システム：ごみ問題を市民・事業者が自らの問題と捉え、市民・事業者・行政などの適切な役割分担のもとに、市民一人ひとりや各事業者の活力を活かし、自主性と自発性を尊重し、循環型社会を構築していくという考え方。

<sup>2</sup> 持続可能な開発目標（SDGs）：2015年（平成27年）9月の国連サミットにて全会一致で採択された国際社会全体の開発目標（17の目標、169のターゲット）。2030年（令和12年）までの15年間で「誰一人取り残さない社会」の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な問題に取り組むこととされている。

<sup>3</sup> 食品ロス：本来食べられるにも関わらず捨てられる食品のこと。

進計画及びプラスチック資源循環戦略（令和元年5月31日閣議決定）の趣旨を踏まえたプラスチック削減推進計画としての機能も有するとともに、「福岡市環境基本計画（第三次）」の部門別計画となるものです。

図表1 循環型社会形成推進のための法体系及び計画の位置付け



## 第2章 ごみ処理等の現状

### 1 前計画の振り返り

#### (1) 前計画の概要

##### ① 計画の名称

「新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)」

##### ② 計画の位置付け

- 廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づく法定計画であり、環境基本法などの関係法令の理念を踏まえ、長期的・総合的な視点で循環型社会の構築を推進する計画。
- 福岡市環境基本計画の部門別計画として、廃棄物の適正処理及び資源の循環的利用を市民・事業者と共働して推進していくための方針及び施策を定めたもの。

##### ③ 計画期間

2012年度(平成24年度)～2025年度(令和7年度)

※基準年次：2009年度(平成21年度)

##### ④ テーマ・基本方針

○テーマ：「元気が持続する循環のまち・ふくおか」

市民・事業者の自主的・自発的な取組みを行政が支援することにより、環境保全と都市の発展を踏まえた「福岡式循環型社会システムの構築」を推進する。



「福岡式循環型社会システム」のイメージ

##### ○基本方針：

- 方針① 循環型社会づくりのさらなる推進
- 方針② 処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- 方針③ 持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

##### ⑤ 数値目標・取組指標

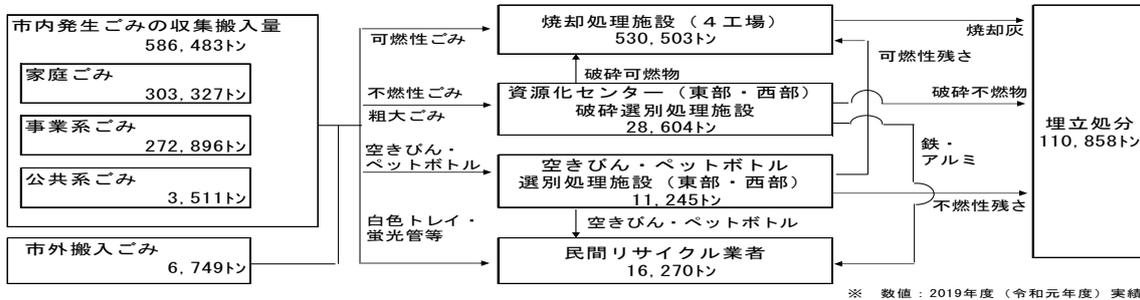
- 数値目標：ごみ処理量 11万トン削減  
ごみのリサイクル率 10ポイント向上
- 取組指標：3R率，3Rの実践度，有害廃棄物等適正処理の実践状況  
家庭ごみの容積，埋立処分量，温室効果ガス排出量

## (2) 実績

### ① ごみ処理のフロー

福岡市におけるごみ処理の流れは図表2のとおりです。

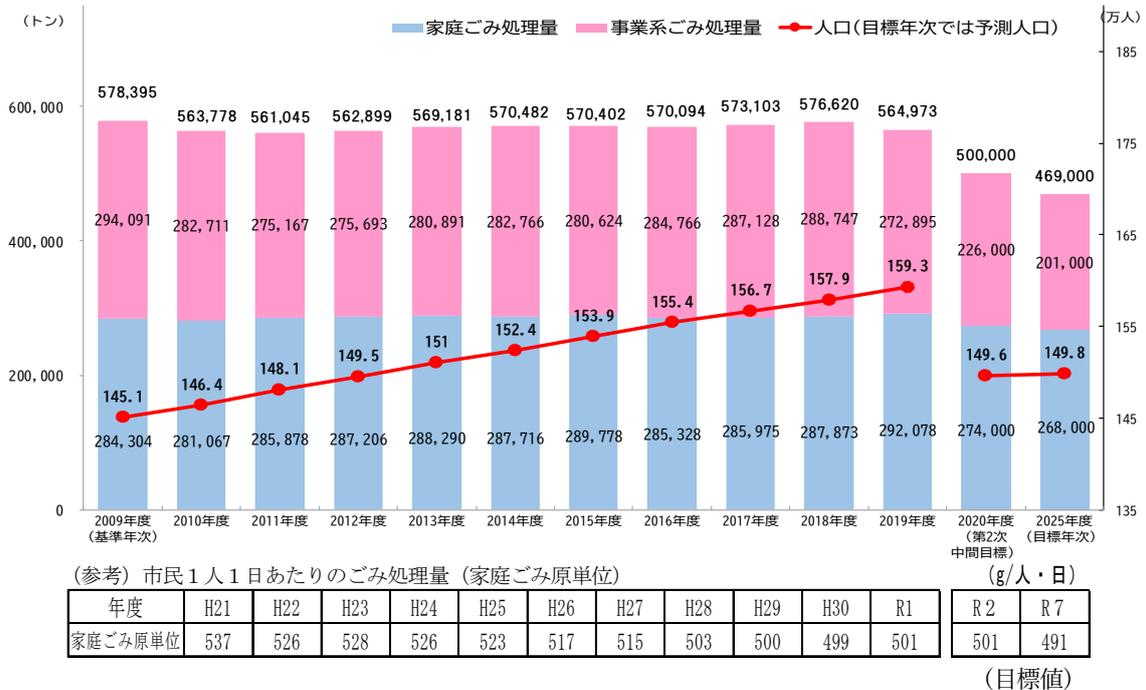
図表2 福岡市におけるごみ処理のフロー



### ② ごみ処理量<sup>4</sup>の推移

- 家庭ごみについては、市民の3Rへの取組みやライフスタイルの変化などにより、市民1人1日あたりのごみ処理量は基準年次と比較して36g減少しましたが、人口の増加により処理量全体は、微増傾向にあります。
- 事業系ごみについては、経済状況の好転により、事業所数は増えている中、事業者への指導・啓発などの取組みにより横ばいで推移していましたが、令和元年度に実施した産業廃棄物等の搬入規制により、令和元年度のごみ処理量は、基準年次と比較して約2万1千トン減少しています。
- 2019年度（令和元年度）のごみ処理量の総量は56万5千トンで第2次中間目標の2020年度（令和2年度）の目標値を約6万5千トン上回っており、目標値と実績値がかい離しています。

図表3 ごみ処理量と人口の推移

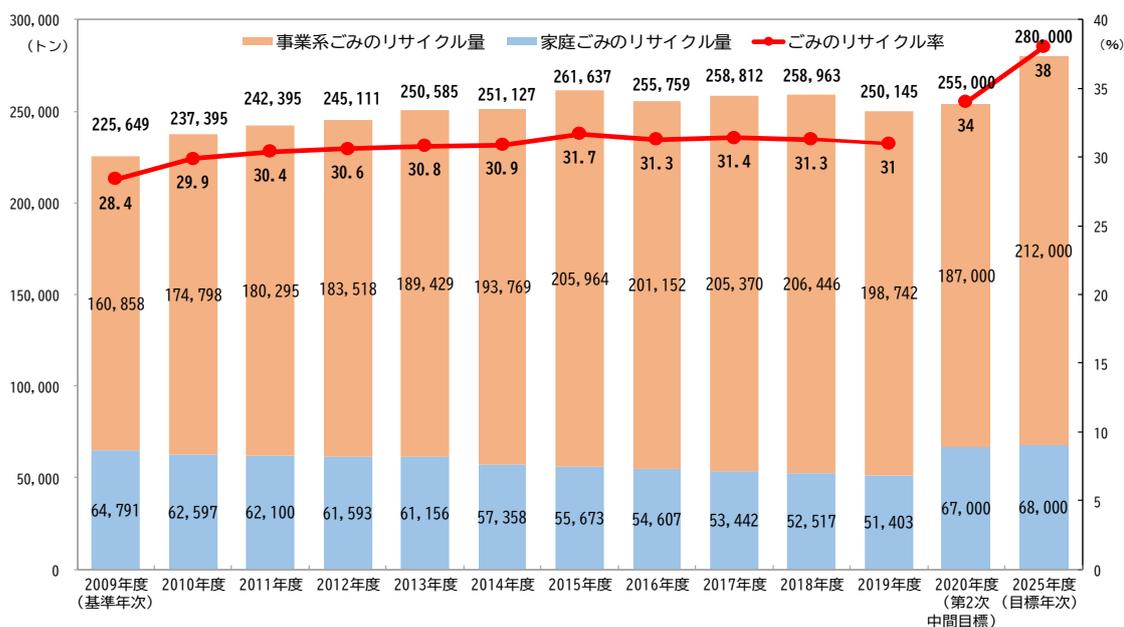


<sup>4</sup> ごみ処理量：ごみ排出量のうち、資源物や地震や水害などによる災害廃棄物等を除いた量。

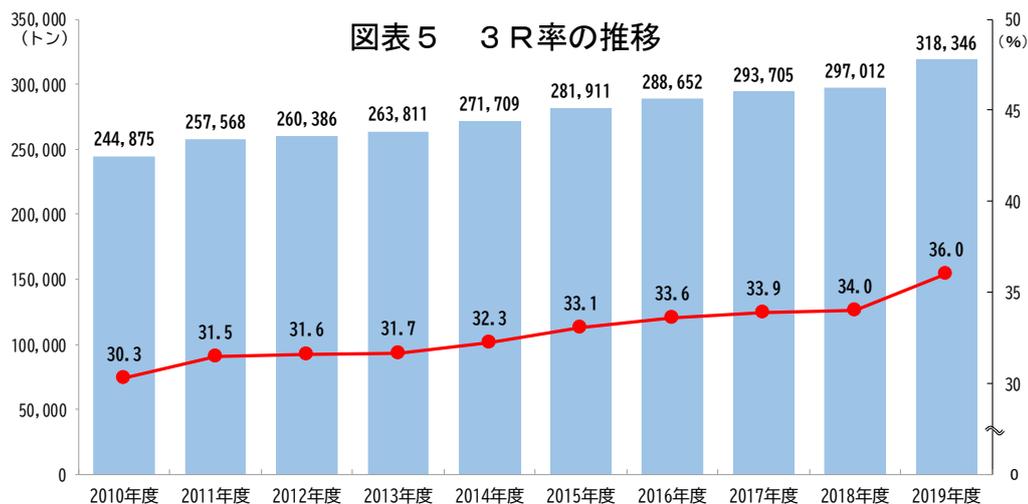
### ③ ごみのリサイクル率<sup>5</sup>の推移

- 家庭ごみのリサイクル量は減少傾向ですが、主な要因は新聞の回収量の減少であり、新聞の発行部数が影響しているものと考えられます。
- 事業系ごみのリサイクル量は、事業者への指導・啓発の取組みや古紙の資源化ルートの確立などにより、増加傾向です。
- ごみのリサイクル率は31%となっており、基準年次の2009年度（平成21年度）と比較して、2.6ポイント増加しています。

図表4 ごみのリサイクル量と率の推移



### ④ 3R率<sup>6</sup>（ごみの発生量に対する3Rが実践された比率）



<sup>5</sup> ごみのリサイクル率：リサイクル量をごみ処理量とリサイクル量の合計で除した割合。

<sup>6</sup> 3R率：3R量（発生抑制・再使用量とリサイクル量の合計）をごみ処理量と3R量の合計で除した割合。

⑤ 3Rの実践度

- ごみ減量・リサイクルへの関心度は高い水準で推移しており、3Rの認知度は向上していますが、3Rの実践度は向上の余地があることから、より市民の実践につながるような広報・啓発に取り組む必要があります。

図表6 市民意識調査の結果

○ごみ減量・リサイクルへの関心度

	基準年次 2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
関心度	90.9%	91.4%	93.3%	90.5%	90.7%	93.2%

○3Rの認知度

			基準年次 2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
3R	2R	リデュース	38.2%	58.7%	62.8%	61.7%	57.6%	70.1%
		リユース	49.8%	64.2%	65.7%	65.9%	65.7%	72.4%
	リサイクル		89.1%	94.5%	92.2%	92.7%	91.8%	93.2%

○3Rの実践状況

実践項目		実践率					
		基準年次 2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
リデュース	レジ袋辞退	63.3%	76.5%	75.3%	68.4%	68.5%	79.2%
	詰替商品の購入	58.8%	81.3%	82.5%	78.0%	79.0%	78.3%
	生ごみの削減	53.1%	56.3%	59.7%	58.2%	54.4%	58.9%
	計画的な購入	46.1%	46.8%	37.9%	40.7%	40.6%	44.3%
リユース	フリーマーケット等の活用	34.9% (H24)	34.3%	35.3%	40.3%	34.8%	35.1%
リサイクル	集団回収の利用	65.6%	—	68.0%	62.8%	60.0%	64.5%
	古紙回収ボックスの利用	34.9%	—	30.3%	29.7%	23.8%	23.2%

出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」（2009年度）、「市政アンケート調査」（2015-2019年度）

⑥ 有害廃棄物等適正処理の実践状況

- 蛍光管及び乾電池の回収は、2015年度（平成27年度）から家電量販店で回収を開始したことによって、回収量が増加傾向となっています。
- 水銀体温計などの水銀添加廃棄物の回収は、2016年度（平成28年度）に環境省のモデル事業として福岡市薬剤師会の会員薬局約700か所に回収ボックスを設置、2017年度（平成29年度）からは区役所・市民センターなどを加えて強化しています。

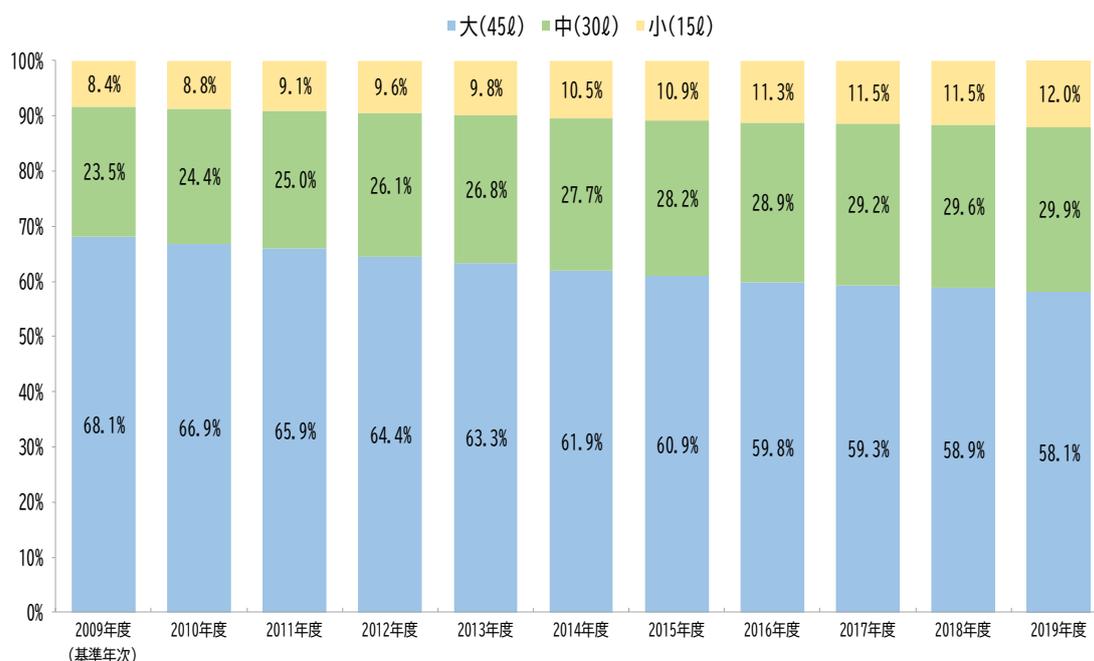
図表7 区役所等の回収拠点での回収量

	2009年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
蛍光管・乾電池の量(ト)	1	10	23	28	43	47
水銀体温計等(kg)	—	—	163	125	181	132

⑦ 家庭ごみの容量

- 家庭用可燃ごみ袋の販売実績によると、大袋の割合が毎年度確実に減少しており、2009年度の構成比と比較すると、大袋が10.0ポイントの減少、中袋は6.4ポイントの増加、小袋は3.6ポイントの増加となっています。

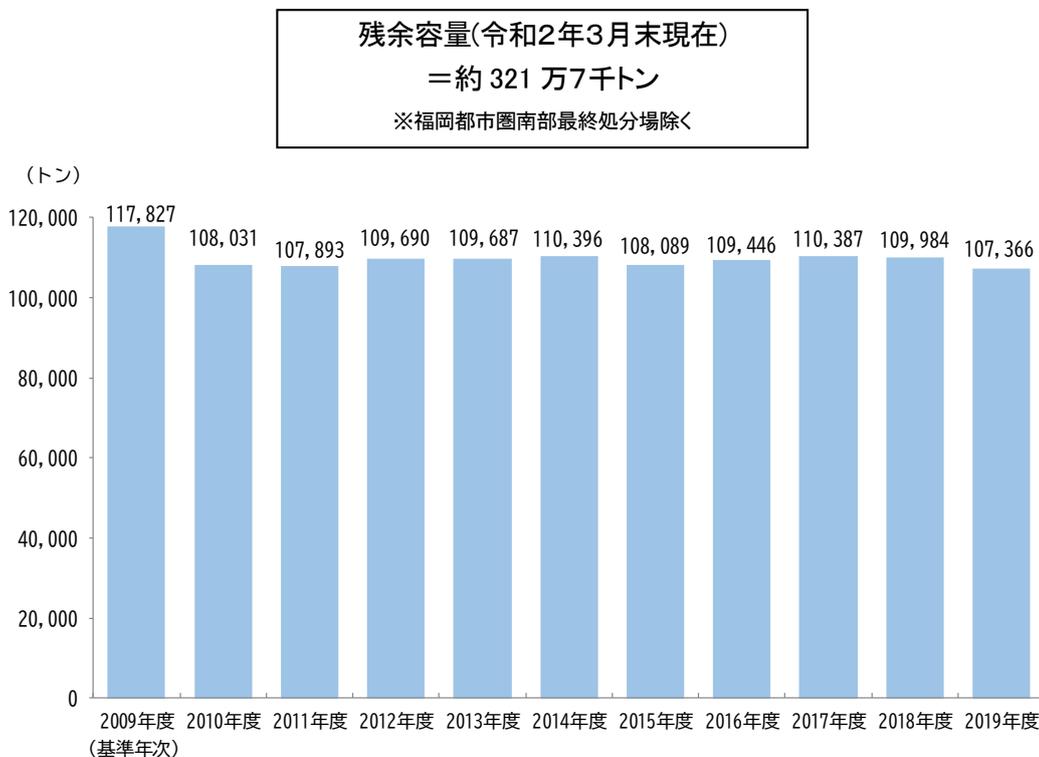
図表8 家庭用可燃ごみ袋の販売実績の推移



⑧ 埋立処分量の推移

- 埋立処分量は、ごみ処理量と同様にほぼ横ばいで推移しています。

図表 9 埋立処分量の推移



⑨ 温室効果ガス排出量（廃棄物発電によるCO<sub>2</sub>排出削減量）

- 廃棄物発電量は横ばいで推移しており、安定的な発電を維持しています。
- CO<sub>2</sub>排出削減量は基準年次と比較して、増加しています。

図表 10 廃棄物発電によるCO<sub>2</sub>排出削減量の推移

(単位 上段：トン，下段：MWh)

	基準年次 2009年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
CO <sub>2</sub> 削減量	89,676	148,710	131,910	129,676	126,154	88,752	94,439
発電電力量	239,775	248,680	249,831	268,481	272,472	255,771	272,160

- ・CO<sub>2</sub>排出削減量は各年度に環境省から発表される九州電力㈱のCO<sub>2</sub>排出係数を発電電力量に乗じて算出するため、発電電力量と比例しない。
- ・発電電力量は4工場で発電した電力量のうち、福岡市内で発生したごみの割合に相当する電力量である。

## 2 課題

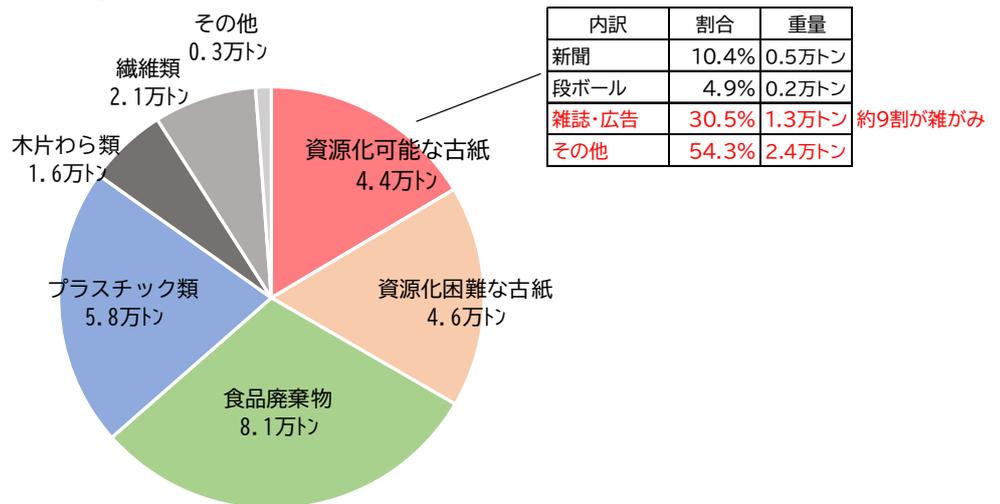
### (1) ごみ処理における課題

#### ① 家庭ごみ

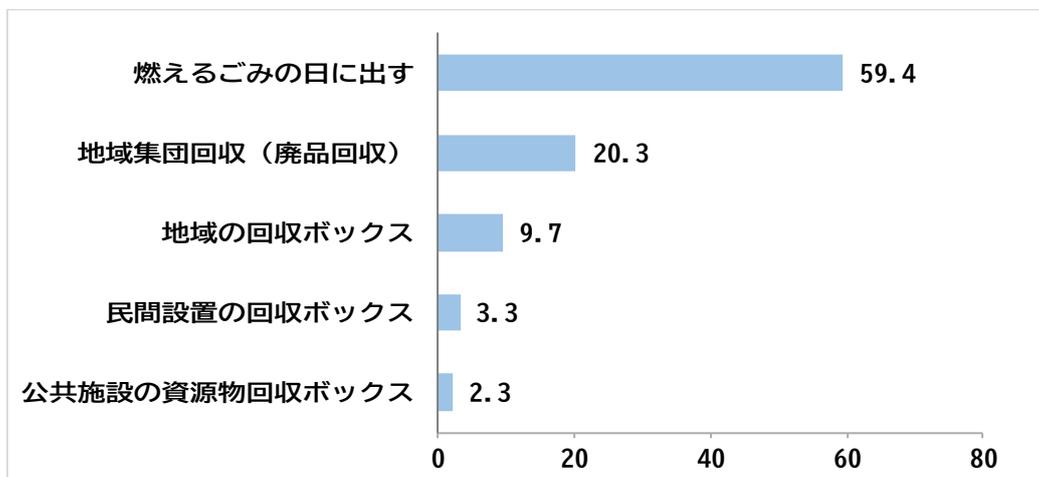
##### ア 古紙（図表 11～13 参照）

- 家庭ごみに含まれる資源化可能な古紙は約 4.4 万トンでその約 9 割が雑がみとなっています。
- 雑がみの排出方法については、約 6 割の市民が「ごみとして排出している」と回答しており、年齢が上がるほど、古紙をごみとして排出する割合が低くなっています。
- 段ボールについては、18～29 歳代、30 歳代の市民がごみとして排出する割合が高くなっています。
- そのため、「雑がみ」回収の認知度向上や 20 歳代、30 歳代の市民における段ボールを含めた古紙の資源化に対する意識の向上が必要となります。

図表 11 家庭系可燃ごみの組成（2019 年度）

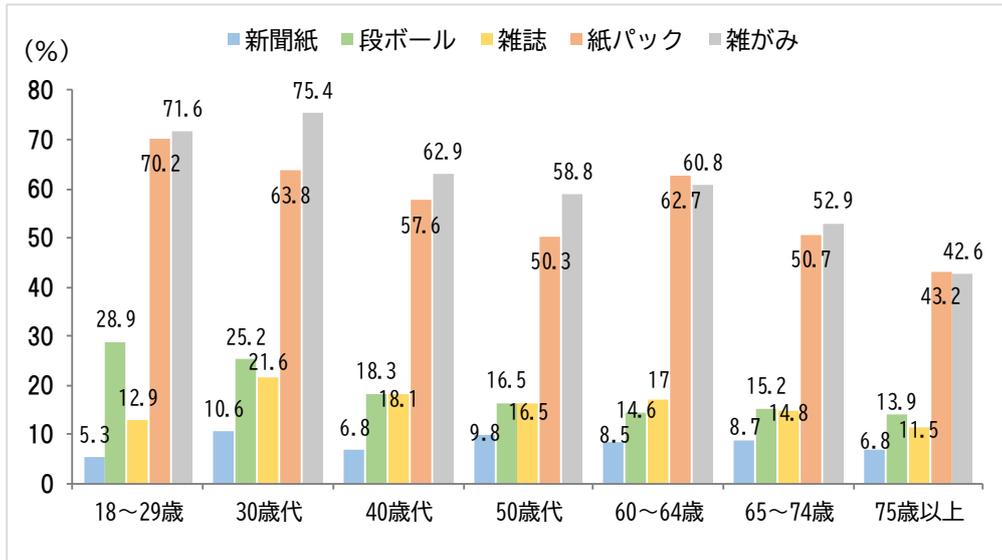


図表 12 雑がみの排出方法



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019 年度）

図表 13 古紙を燃えるごみとして排出している割合

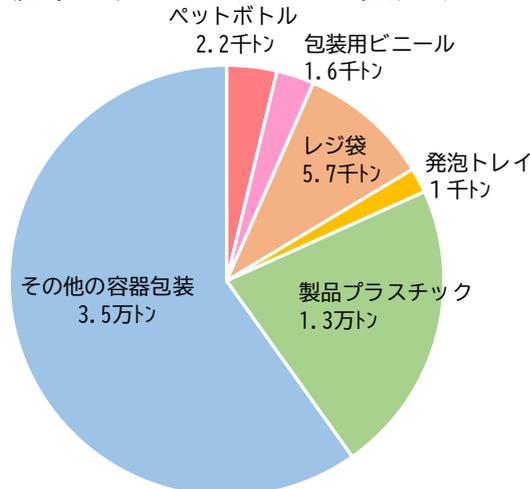


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」(2019年度)

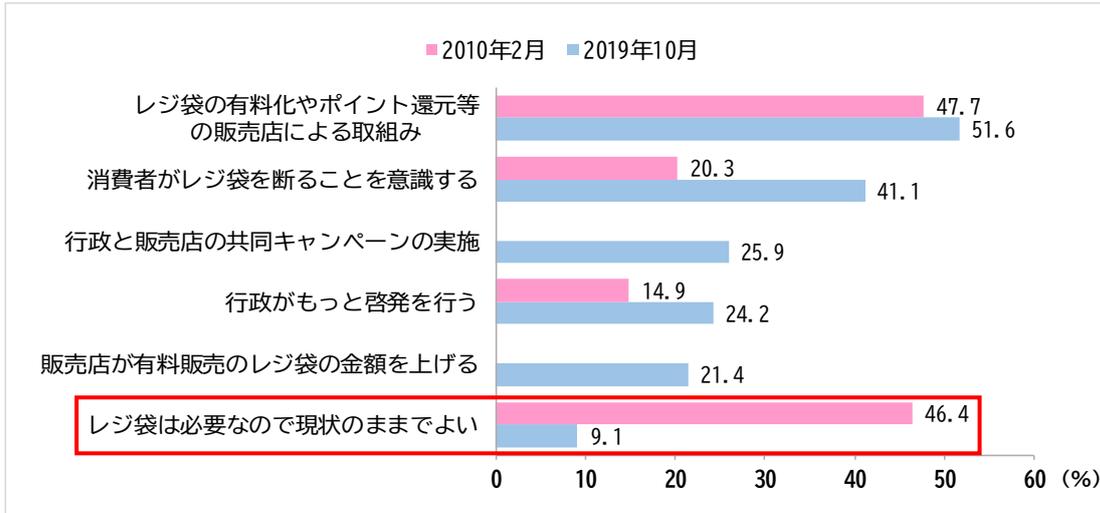
イ プラスチックごみ (図表 11, 14～15 参照)

- 可燃ごみには、約5万8千トンのプラスチックごみが含まれています。
- 可燃ごみに含まれるプラスチックごみの内訳は、レジ袋が約6千トン、ペットボトルが約2千トン、その他の容器包装が約3万5千トンとなっています。
- レジ袋については、2020年(令和2年)7月の有料化義務化前に実施した調査によると「レジ袋は必要なので現状のままでよい」と回答した割合は大幅に減少しており、市民意識の変化がみられています。
- そのため、不要な物を断る「リフューズ」の推進や適正分別の周知徹底を図るとともに、代替素材の普及促進を含めたプラスチックごみの処理のあり方について、整理が必要です。

図表 14 家庭系プラスチックごみの組成 (2019年度)



図表 15 レジ袋削減に向けた必要な取組み



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する意識調査」（2009 年度）  
 「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」（2019 年度）

ウ 食品廃棄物（図表 11 参照）

- 家庭ごみには約 8 万トンの食品廃棄物が含まれており、そのうち約 1 万トンが食品ロス（手つかず食品）となっています。
- そのため、発生抑制を促す施策の強化や食品ロス削減につながるフードドライブの認知度向上、生ごみ堆肥化等の推進が必要となります。

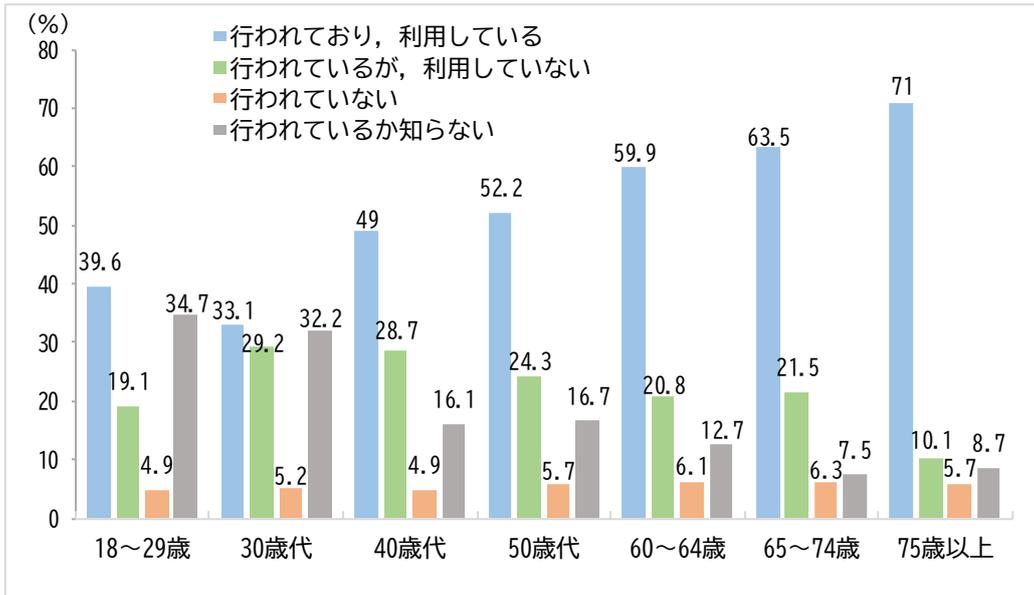
エ 地域集団回収等（図表 16, 17 参照）

- 福岡市では地域集団回収による資源物の回収を推進しており、報奨制度の見直し等により実施団体数や実施回数は増加していますが、回収量は新聞の発行部数の減少などにより減少しています。
- 年齢別の利用状況では年齢が上がるほど利用率が高く、18～29 歳代、30 歳代では認知度や利用率が他の世代と比べて低くなっています。
- 一方で、2018 年度（平成 30 年度）に実施団体に行ったアンケート調査によると、少子高齢化により 4 分の 1 の団体が担い手不足と回答しています。
- そのため、若年世代の利用率向上や担い手不足への対応が課題となっています。

図表 16 地域集団回収の実施状況の推移

	2009 年度	2019 年度	増減
実施団体数	1,480 団体	1,540 団体	60 団体
実施回数	13,471 回	14,495 回	1,024 回
回収量	27,938 トン	16,201 トン	▲11,737 トン

図表 17 地域集団回収の利用状況



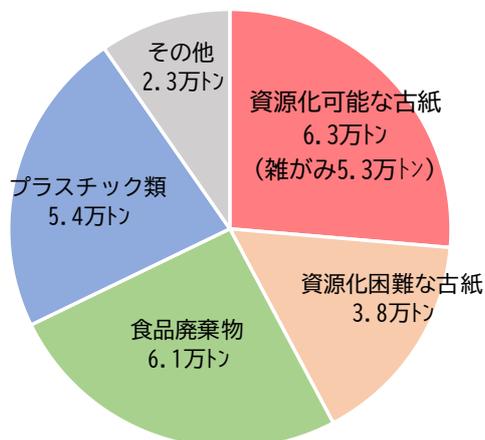
出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する市民意識調査」(2019年度)

② 事業系ごみ

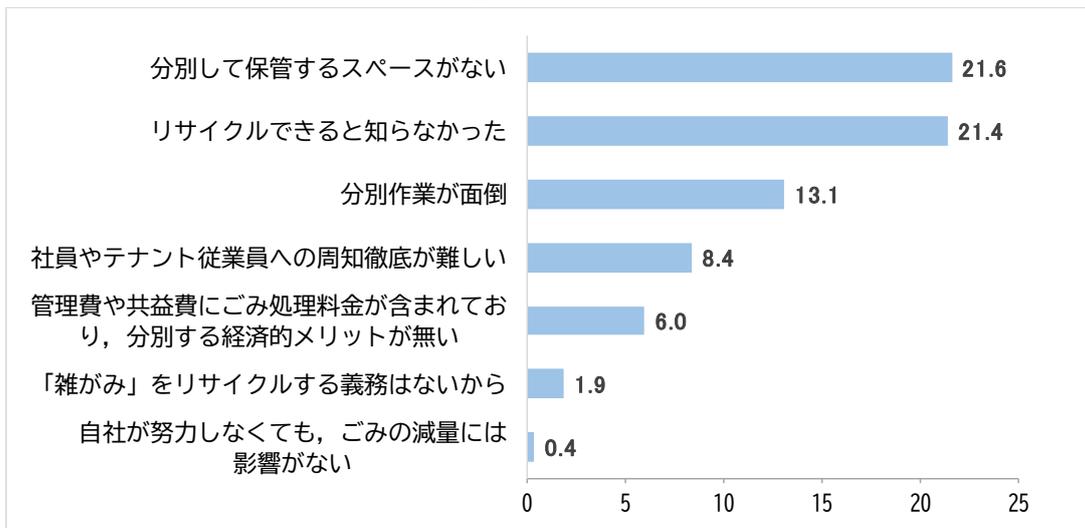
ア 古紙 (図表 18～20 参照)

- 事業系ごみには資源化可能な古紙が約 6.3 万トン含まれており、そのうち約 5.3 万トンが雑がみです。
- 古紙の資源化が進まない理由として、雑がみの認知度が低いことや保管場所の確保が困難なことが挙げられます。
- また、福祉業では紙類の約 8 割が紙おむつであり、超高齢社会の到来により、今後も増加が見込まれます。
- 保管場所の確保については、2020 年 (令和 2 年) 10 月開始の事業系古紙の分別区分追加に合わせて排出事業者に対する支援を実施していますが、古紙の更なる資源化のためには「雑がみ」回収の認知度向上や分別しやすい仕組みの導入、紙おむつの資源化に向けた課題の整理が必要です。

図表 18 事業系可燃ごみの組成 (2019 年度)

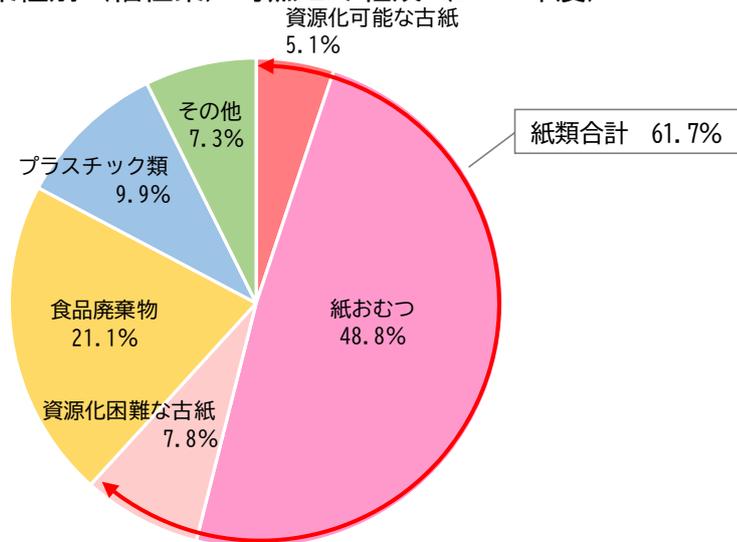


図表 19 雑がみをリサイクルしていない理由



出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」(2019年度)

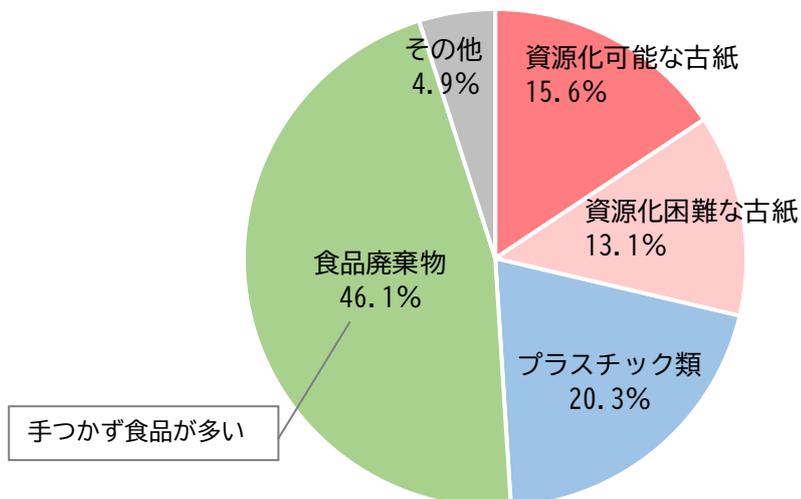
図表 20 業種別（福祉業）可燃ごみ組成（2019年度）



イ 食品廃棄物（図表 18, 21 参照）

- 事業系ごみには、食品廃棄物が約 6 万トン含まれていますが、市内の資源化施設（飼料化）の処理能力は約 1 万トンであり、十分ではありません。
- 福岡市では資源化ルートへの誘導を行い、資源化量は増加していますが、処理コストが高いため、取り組む事業者は限定的です。
- 小売業では食品廃棄物の割合が高く、その中でも手つかず食品が多くなっています。
- そのため、業種別の対策やフードバンクの活用、効率的な収集ルートの構築、新規資源化施設誘致に関する施策が必要になります。

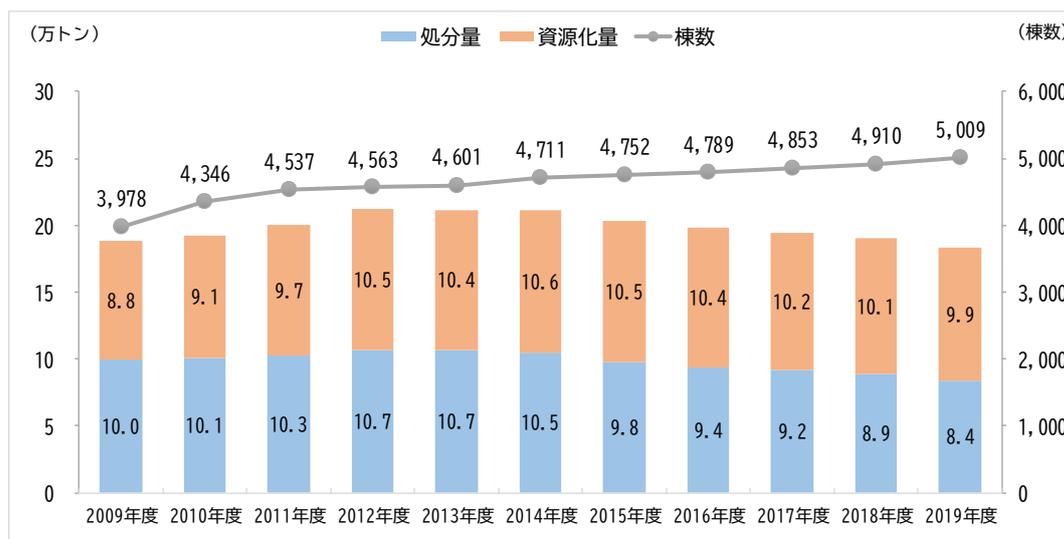
図表 21 業種別（小売業）可燃ごみ組成（2019 年度）



ウ 事業用建築物（図表 22、23 参照）

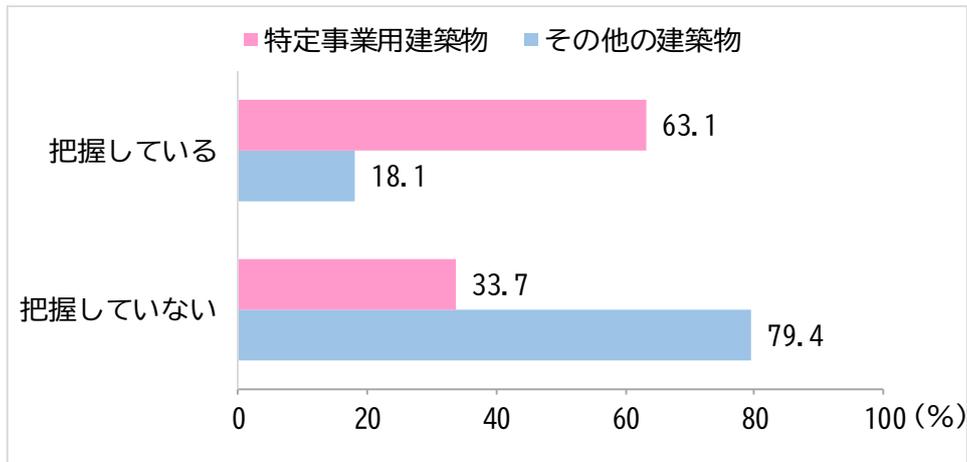
- 戸別訪問による指導や事業者の意識の向上等により特定事業用建築物<sup>7</sup>におけるごみの発生量は減少しています。
- 一方で、特定事業用建築物以外の中小事業者においては、ごみ量や資源化量が把握できていないという課題があります。
- そのため、更なる減量意識の向上に向けて、戸別訪問による指導を強化するとともに、各事業者が自ら排出しているごみに関する意識の向上が必要です。

図表 22 特定事業用建築物における資源化量・処分量の推移



<sup>7</sup> 特定事業用建築物：事業の用途に供される部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超える建築物。福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例により、当該建築物における事業系一般廃棄物の減量を推進するため、廃棄物の減量等に関する計画書の提出等が義務付けられている。

図表 23 事業者におけるごみや資源物排出量の把握状況

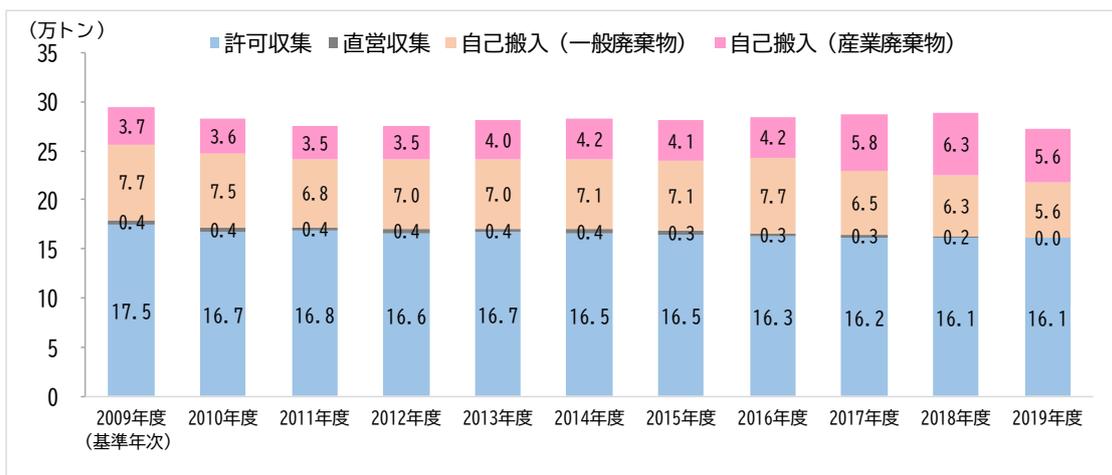


出典：「福岡市ごみ減量・リサイクルに関する事業所調査」（2019 年度）

エ 搬入種別（図表 24 参照）

- 許可業者による搬入量は事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止<sup>8</sup>や特定事業用建築物への指導等により減少傾向です。
- 自己搬入による搬入量は住宅の増改築等による産業廃棄物が増加傾向でしたが、市外に所在する事業者による産業廃棄物の搬入規制や木くずの資源化施設への誘導により、2019 年度（令和元年度）は減少しています。
- 今後も、排出者責任と適正処理に関する指導の強化や民間施設（産業廃棄物・資源物）への誘導強化が必要です。

図表 24 事業系ごみ搬入量の推移（搬入種別）

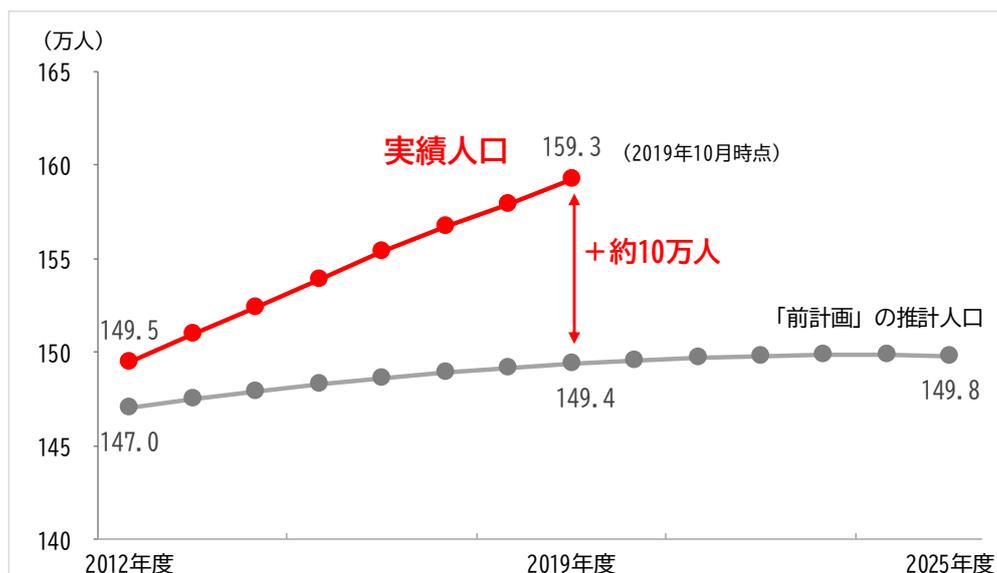


<sup>8</sup> 事業系ごみの定期収集手数料の減免廃止：排出事業者が一般廃棄物収集運搬許可業者に委託する際のごみ処理手数料については、中小零細事業者の負担軽減の観点から、処分経費を 50 パーセント減免していたが、排出事業者の自己責任の明確化及びごみ減量・リサイクルを促進するため、2011 年度から段階的に廃止した。

(2) 前計画策定後の状況変化

- 人口の増加や経済状況などの社会状況が想定以上に大きく変化しました。
- SDGs採択，第五次環境基本計画（平成30年4月17日閣議決定）の策定など，国等において，総合的かつ長期的な政策の方向性が決定しました。

図表 25 実績人口と前計画の推計人口



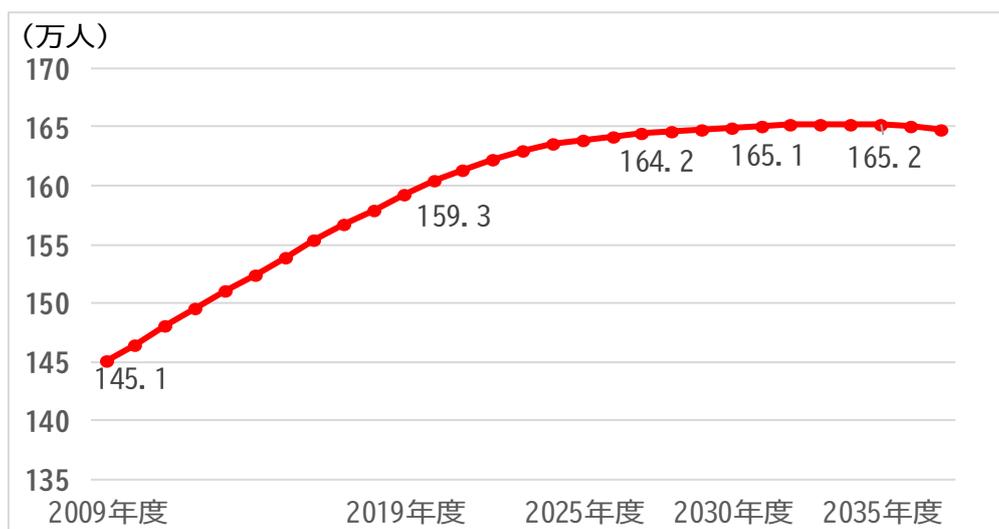
図表 26 前計画策定後の環境政策の動向

年度	主な動き
2011	新循環のまち・ふくおか基本計画策定
2014	福岡市環境基本計画（第三次）策定
2015	国連サミットにて「持続可能な開発目標（SDGs）」採択 パリ協定採択
2018	第五次環境基本計画策定 第四次循環型社会形成推進基本計画策定
2019	プラスチック資源循環戦略策定 食品ロスの削減の推進に関する法律施行 パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略
2020	レジ袋有料化義務化

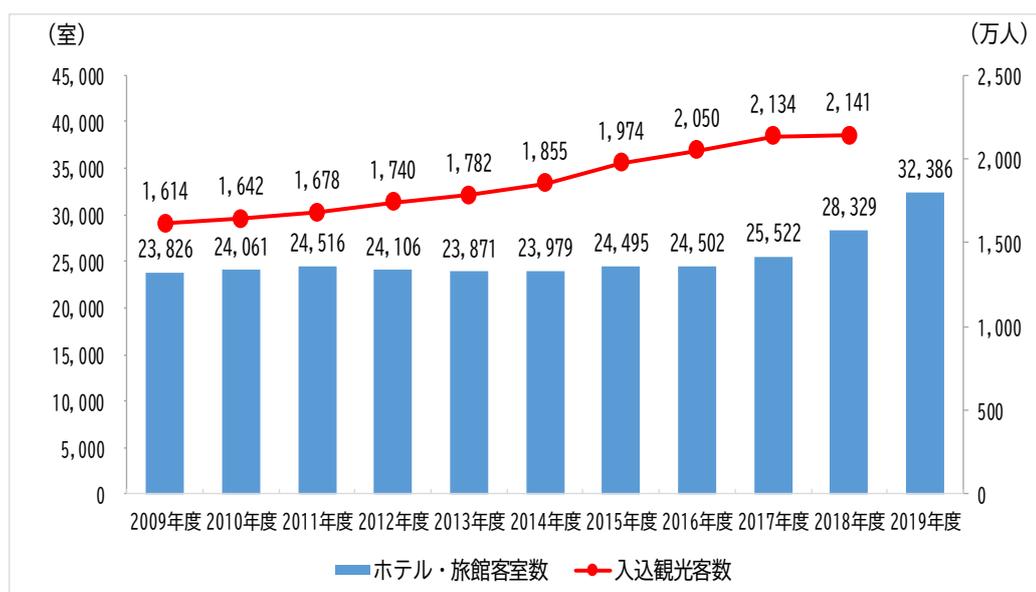
### (3) 前計画では見込まれていない新たな課題

- 福岡市では、今後も人口が増加し、2035年（令和17年）頃に165.2万人のピークを迎える見通しです。
- 今後も観光・MICEによる交流人口の増加が見込まれます。
- 好調な経済状況により、事業所数及び市内総生産額は増加傾向を示しています。
- 前計画では想定していないプラスチックごみや食品ロスといった新たな課題に対応する必要があります。

図表 27 福岡市の実績人口と将来推計人口

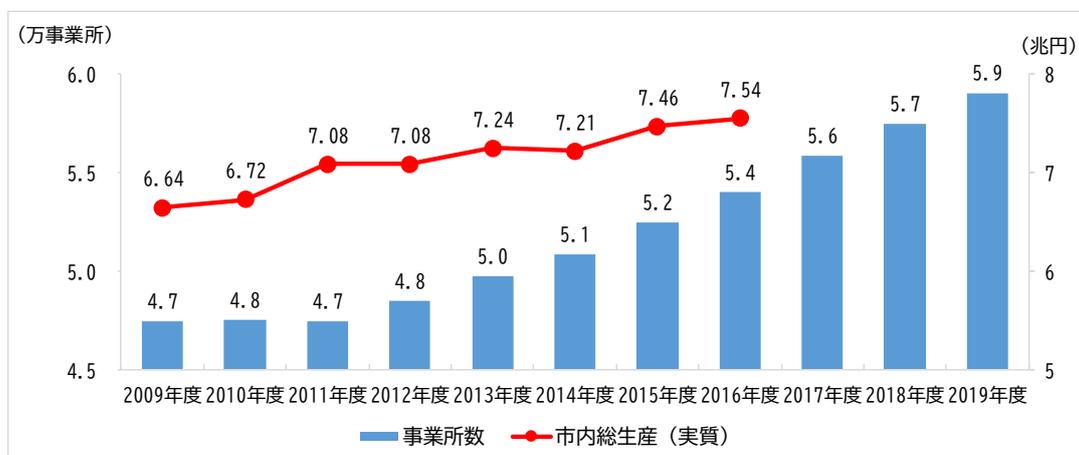


図表 28 福岡市における客室数，入込観光客数の推移



出典：「福岡市観光統計」

図表 29 福岡市における事業所数, 市内総生産の推移



出典：「福岡市市民経済計算」, 「福岡市税務統計」

### 第3章 計画の基本的事項（長期ビジョン）

#### 1 計画期間

- 計画期間は2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とし、10年間の基本方針や目標を示す「長期ビジョン」を定めます（基準年度：2019年度（令和元年度））。
- 10年間の「長期ビジョン」に基づく施策を推進するため、5年毎に具体的な施策を定める「実行計画」を策定し、変化の激しい社会状況に対応した施策を展開します。

#### 【実行計画策定の趣旨】

前計画の策定から10年近くが経過する中、福岡市では人口や事業所数の増加を始め、社会状況は大きく変化しました。本計画では今後も続く都市の成長や社会状況の変化に柔軟に対応するため、実行計画にて5年毎に具体的な施策を定めるとともに、施策の効果を評価・検証しながら、着実に推進していくこととします。

図表 30 計画の構成

2021年度 (令和3年度)				2025年度 (令和7年度)					2030年度 (令和12年度)
<b>第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画（10年間）（長期ビジョン）</b>									
<b>第1期実行計画（5年間）</b>					<b>第2期実行計画（5年間）</b>				
			第1期実行計画 評価・検証	第2期実行計画 策定				基本計画 評価・検証	次期基本計画 策定

## 2 テーマ・基本方針

### (1) テーマ

福岡市環境基本計画（第三次）のめざすまちの姿「豊かな自然と歴史に生まれ、未来へのちつなぐまち」の実現に向けた部門別計画として、次のテーマを掲げ、「福岡式循環型社会システムの構築」を推進します。

**みんなで作ろう！ 活力ある未来へつなぐ 「循環のまち・ふくおか」**



- 福岡市に関わる全てのステークホルダーの参画を目指します
- 持続可能な社会を実現し、安全・安心な生活環境を将来に受け継ぎます
- 地域循環共生圏の形成により地域の活力が最大限発揮される都市を目指します

### (2) 基本方針

- テーマの実現に向けて、次の4つの基本方針に基づく施策を推進します。
- 基本方針ごとに主となるSDGsのゴールと関連するゴールを設定します。

#### 【4つの基本方針】

- 基本方針1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり
- 基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の構築
- 基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換
- 基本方針4 適正処理の更なる推進

## コラム

### 新型コロナウイルス感染症の影響

## 基本方針 1 都市特性を踏まえた循環型社会づくり

循環型社会の実現に向けて、第3次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に3R行動を実践しやすい環境を整備します。

### 【施策の方向性】

- **環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】**  
バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックといった代替素材<sup>9</sup>の普及やグリーン購入を促進します。
- **交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】**  
駅、空港、宿泊施設、飲食店といった施設の特性に応じた3R施策を推進します。
- **単身者・高齢世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進【共働】**  
単身者や高齢世帯に対応した資源物回収や外国人居住者向けの多言語での広報など多様なライフスタイルに対応した資源循環施策を推進します。

### 【SDGsのゴール】

	ゴール 11 住み続けられるまちづくりを
(関連するゴール)	
ゴール 12 つくる責任 つかう責任	
ゴール 14 海の豊かさを守ろう	
ゴール 15 陸の豊かさも守ろう	

### 参考：施策の実施主体

本計画では施策に取り組む主体を明確にするため、次の標記を用います。

【共働】：市民・事業者・NPO・行政の各主体が協力して取り組む施策

【市民】：市民が主体となって取り組む施策

【事業者】：事業者が主体となって取り組む施策

【行政】：福岡市が主体となって取り組む施策

<sup>9</sup> 代替素材：化石資源由来のプラスチックの代替となる化石資源に由来しない素材（バイオマスプラスチックや紙、セルロースなどのプラスチック以外の再生可能な資源を原料とする素材）。

## 基本方針2 イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏<sup>10</sup>の創造

産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取組みによって、地域の活力を最大限発揮します。

### 【施策の方向性】

- **設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】**  
環境配慮型商品の普及を目的に設計段階からの開発支援を進めます。
- **ICT・AIを活用したシェアリング<sup>11</sup>等の2Rビジネス<sup>12</sup>の促進【共働】**  
ICT・AIを活用した2Rビジネスの普及促進や事業活動における循環経済モデル<sup>13</sup>の導入を進めます。
- **多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】**  
地域コミュニティや事業者、NPOなどの多様な主体による資源循環を推進します。

### 【SDGsのゴール】

	<b>ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう</b>
<p>(関連するゴール)</p> <p>ゴール8 働きがいも 経済成長も</p> <p>ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>ゴール12 つくる責任 つかう責任</p> <p>ゴール14 海の豊かさを守ろう</p> <p>ゴール15 陸の豊かさを守ろう</p>	

<sup>10</sup> 地域循環共生圏：第五次環境基本計画にて示された環境・経済・社会の統合的向上に向けて、各地域が地域資源を最大限活用しながら、自立・分散型の社会を形成しつつ、地域特性に応じて、近隣地域等と共生、地域資源を補完し支えあうことにより、都市も農山漁村も活かす概念。

<sup>11</sup> シェアリング：個人等が保有する活用可能な資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）をインターネット上のマッチングプラットフォームを介して、他の個人等も利用可能とする経済活性化活動。サーキュラーエコノミーの類型の1つ。

<sup>12</sup> 2Rビジネス：シェアリングやリユース、サービサイジング（製品のサービス化）といった2R（リデュース（発生抑制）、リユース（再使用））に繋がるビジネスモデルのこと。

<sup>13</sup> 循環経済（サーキュラーエコノミー）：従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄」の線形な経済活動から製品と資源の価値を可能な限り長く保全・維持し、廃棄物の発生を最小化した経済のこと。

**基本方針 3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換**

持続可能な社会の実現に向けて、3Rを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。

**【施策の方向性】**

- **持続可能な消費行動への転換【市民】**  
 持続可能な消費行動<sup>14</sup>への転換を進めるため、環境に配慮した消費行動の周知啓発やマイバック・マイボトルの利用などを促進します。
- **手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】**  
 食品ロスを削減するため、家庭や事業活動における取組みを推進します。
- **事業系古紙の資源化推進【事業者】**  
 事業系古紙の資源化を推進するため、雑がみの認知度向上や紙おむつの資源化に向けた課題の整理を行います。
- **ESG投資<sup>15</sup>の普及・促進【事業者】**  
 地域金融機関との連携により、ESG投資の普及・促進を進めます。

**【SDGsのゴール】**

	<b>ゴール 12 つくる責任 つかう責任</b>
<p>(関連するゴール)</p> <p>ゴール 2 飢餓をゼロに</p> <p>ゴール 3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>ゴール 4 質の高い教育をみんなに</p> <p>ゴール 11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>ゴール 17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	

<sup>14</sup> 持続可能な消費（エシカル消費）：地域の活性化や雇用なども含む人や社会・環境に配慮した消費行動。

<sup>15</sup> ESG投資：環境・社会・企業統治といった要素を含めて投資先の中長期的な企業価値を考慮する投資。2006年に国連環境計画・金融イニシアティブが責任投資原則（PRI）を提唱し、投資にあたりESGの配慮を求めており、これを機にESG投資が欧米を中心に急速に拡大した。

## 基本方針 4 適正処理の更なる推進

平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチック対策を推進します。

### 【施策の方向性】

#### ○ 適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、廃棄物処理事業における業務継続計画の継続的な見直しや感染性廃棄物への対応を行います。

#### ○ 大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】

災害廃棄物処理体制の検討や大規模災害に対応できる施設整備、広域支援体制の構築を行います。

#### ○ 廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】

脱炭素社会を推進するため、収集運搬及び処理工程における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

#### ○ 海洋プラスチックごみ対策、不法投棄対策の推進【共働】

良好な生活環境を保全するため、海洋プラスチックごみ対策や不法投棄対策を推進します。

### 【SDGsのゴール】

 <p>13 気候変動に 具体的な対策を</p>	<b>ゴール 13 気候変動に具体的な対策を</b>
<p>(関連するゴール)</p> <p>ゴール 6 安全な水とトイレを世界中に ゴール 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに ゴール 9 産業と技術革新の基盤をつくろう ゴール 11 住み続けられるまちづくりを ゴール 14 海の豊かさを守ろう ゴール 15 陸の豊かさも守ろう ゴール 17 パートナリーシップで目標を達成しよう</p>	

### (3) 重点3品目

本計画ではごみ減量・リサイクルの更なる推進を目的に可燃ごみ組成の上位3品目である古紙，プラスチックごみ，食品廃棄物の3種類のごみを重点3品目と位置付け，重点的な減量施策を実施します。

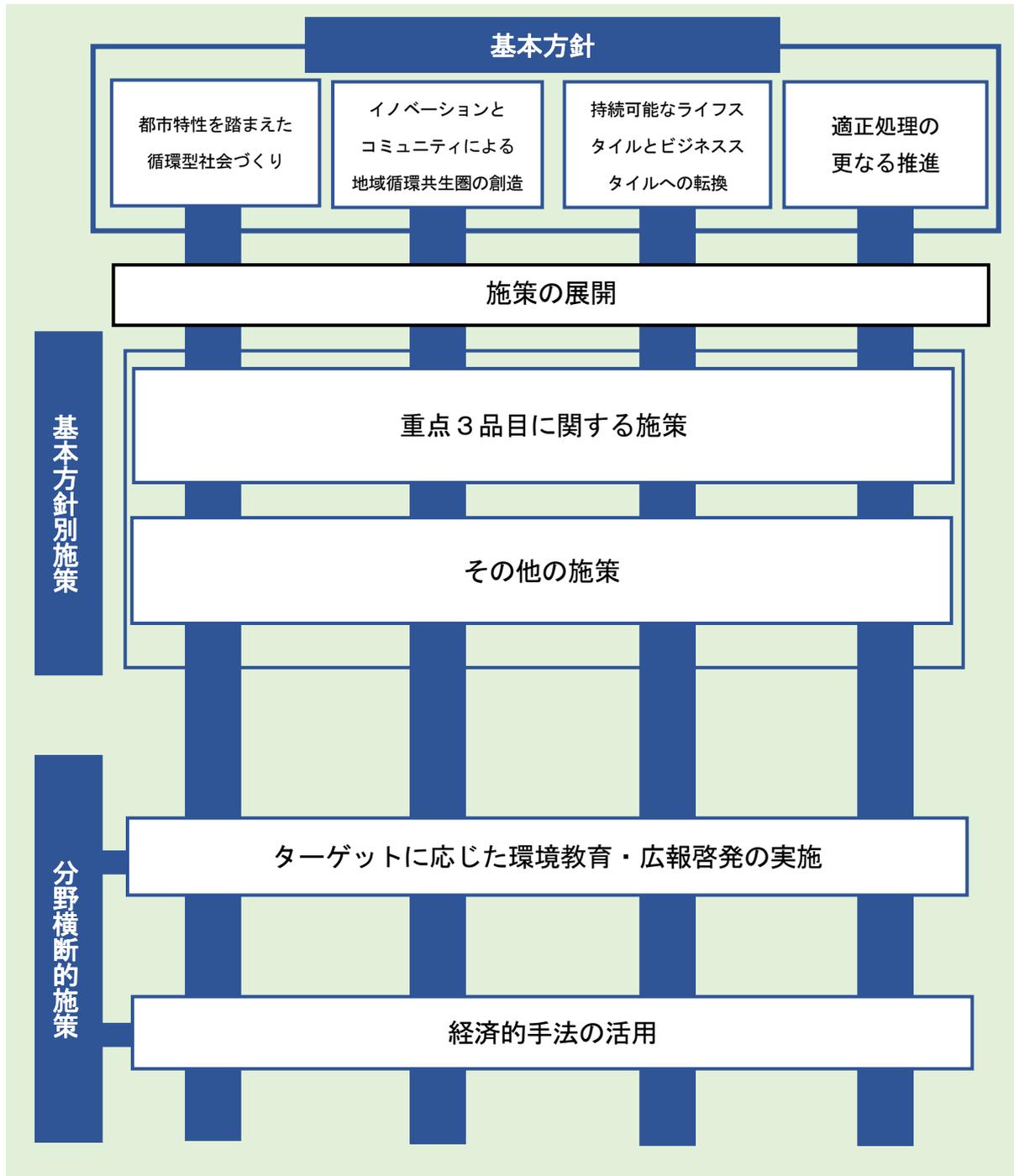
#### 【施策の方向性】

古紙	<ul style="list-style-type: none"><li>・ペーパーレス化の推進</li><li>・再生紙の優先利用の促進</li><li>・雑がみの認知度向上</li><li>・地域特性に応じた地域集団回収のあり方検討</li><li>・事業系古紙の資源化推進</li></ul>
プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・業界団体と連携したバイオマスプラスチック等の代替素材の普及・促進</li><li>・産学官連携による環境配慮型商品の開発支援</li><li>・マイバック・マイボトルの普及・促進</li><li>・適正分別の周知徹底</li><li>・プラスチックごみ処理のあり方検討</li><li>・事業者の地域清掃活動への参加促進</li></ul>
食品廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>・駅，空港，宿泊施設等の施設特性に応じた3R推進モデル事業の実施</li><li>・多様な主体との連携による資源化の取組み支援</li><li>・消費期限等の理解促進，フードドライブの推進</li><li>・事業系食品廃棄物の資源化推進</li></ul>

## コラム

### 重点3品目の解説

図表 31 施策の関係性



### 3 数値目標

本計画では長期ビジョンで掲げたテーマを実現するため、次の3つの数値目標を設定し、施策を推進します。

#### (1) ごみ処理量

ごみ減量・リサイクルを推進することにより、環境負荷の低減やごみ処理コストの縮減、ごみ処理施設の延命化のため、ごみ処理量の削減を目標とします。

2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
56.5万トン	54.1万トン	53.0万トン

#### (2) 市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量（家庭ごみ原単位）

人口が増加する中でも市民1人1人のごみ減量・リサイクルの取組みを着実に進めていくため、市民1人1日あたりの家庭ごみ処理量の削減を目標とします。

2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
501g/人・日	488g/人・日	476g/人・日

#### (3) 1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量（事業系ごみ原単位）

事業所数が増加する中でも事業所におけるごみ減量・リサイクルの取組みを着実に進めていくため、1事業所1日あたりの事業系ごみ処理量の削減を目標とします。

2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
13kg/所・日	11kg/所・日	10kg/所・日

図表 32 ごみの発生量の見通し

区分	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
ごみ処理量	56.5万トン	54.1万トン	53.0万トン
リサイクル量	24.1万トン	26.7万トン	27.3万トン
ごみ発生量	80.6万トン	80.8万トン	80.3万トン

※リサイクル量には、不燃ごみに含まれる鉄・アルミ回収量を含まない。

## 4 取組指標

数値目標のほか、長期ビジョンに掲げる基本方針に基づく施策及び重点3品目に関する施策の効果を多面的に把握するため、次の取組指標を設定します。

### ○基本方針1

#### 指標1：環境配慮型商品を購入する市民の割合の向上

環境配慮型商品の普及を促すため、商品を購入する市民の割合の向上を取組指標とします。(把握方法：市政アンケートによる調査)

また、参考として、小売業者などへ環境配慮型商品の普及状況のヒアリングを行い、実態の把握に努めます。

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
詰替品の購入	78.3%	85%	90%
再生品の購入	10.9%	15%	30%

#### 指標2：特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減

交流人口をターゲットとした3R施策を進めるため、大規模集客施設等の特定事業用建築物における廃棄物発生量の削減を取組指標とします。(把握方法：廃棄物の減量等に関する計画書による集計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
特定事業用建築物における廃棄物発生量	36.4トン/棟	2019年度から削減	2025年度から削減

#### 指標3：市民のリサイクル実践度の向上

市民の多様なライフスタイルに対応した資源循環の取組みを進めるため、市民のリサイクル実践度の向上を取組指標とします。(把握方法：市政アンケートによる調査)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
集団回収の利用	64.5%	70%	75%
古紙回収ボックスの利用	23.2%	30%	35%

### ○基本方針2

#### 指標4：リサイクル率の向上

資源循環の取組みを進めるため、リサイクル率の向上を取組指標とします。(把握方法：地域集団回収や資源化施設への搬入量等の集計)

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
リサイクル率	31%	34%	35%

### 指標 5：資源化可能な古紙の焼却量の削減

古紙の資源化を進めるため、資源化可能な古紙の焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
資源化可能な古紙の焼却量	10.7 万トン	8.7 万トン	7.7 万トン

### 指標 6：食品廃棄物の焼却量の削減

食品廃棄物の資源化を進めるため、食品廃棄物の焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
食品廃棄物の焼却量	14.2 万トン	14.1 万トン	13.2 万トン

## ○基本方針 3

### 指標 7：持続可能な消費行動の実践度の向上

持続可能な消費行動への転換を進めるため、消費行動の実践度の向上を取組指標とします。(把握方法：市政アンケートによる調査)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
レジ袋の辞退	79.2%	85%	95%
簡易包装の購入	55.8%	60%	70%
マイボトルの持参	53.6%	60%	70%
計画的な購入	44.3%	50%	60%

### 指標 8：家庭系プラスチックごみの焼却量の削減

家庭系のプラスチックごみの削減を進めるため、家庭系プラスチックごみの焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
家庭系プラスチックごみの焼却量	5.8 万トン	5.7 万トン	5.5 万トン

### 指標 9：食品ロス発生量（手つかず食品）の削減

食品ロスの削減を進めるため、廃棄される手つかず食品の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
手つかず食品の量	2.3 万トン	2.2 万トン	1.8 万トン

**指標 10：資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減**

事業系古紙の資源化を進めるため、資源化可能な事業系古紙の焼却量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
資源化可能な事業系古紙の焼却量	6.3 万トン	4.3 万トン	3.6 万トン

**参考指標：市内総生産あたりの事業系ごみ処理量の削減**

持続可能なビジネススタイルへの転換を進めるため、市内総生産あたりの事業系ごみ処理量の削減を参考指標として把握します。(把握方法：市民経済計算により把握しますが、市内総生産額の公表は当該年度の3年後となるため、参考指標とします)

項目	2017 年度	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
市内総生産あたりの事業系ごみ処理量	3.77 トン/億円	2017 年度から削減	2025 年度から削減

○基本方針 4

**指標 11：有害廃棄物等の混入量の削減**

有害廃棄物などの適正処理を進めるため、燃えないごみに混入する有害廃棄物等の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査による推計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
蛍光管の混入量	17 トン	2019 年度 から削減	2025 年度 から削減
乾電池の混入量	238 トン		
スプレー缶(残留物あり)の混入量	36 トン		
リチウムイオン電池の混入量	調査中	2020 年度 から削減	

**指標 12：廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減**

廃棄物処理における脱炭素化を進めるため、廃棄物処理における温室効果ガス排出量の削減を取組指標とします。(把握方法：組成調査に基づく集計)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
廃棄物処理における温室効果ガス排出量	調査中	2019 年度から削減	2025 年度から削減
廃棄物発電による温室効果ガス削減量	9.4 万トン-CO <sub>2</sub>	※	※

※ 廃棄物発電による温室効果ガス削減量は、年度毎に公表される九州電力㈱

のCO<sub>2</sub>排出係数に発電電力量を乗じて算出するため、目標の設定が難しいことから、数値の把握にとどめます。

### 指標 13：不法投棄回収量の削減

不法投棄対策を進めるため、不法投棄回収量の削減を取組指標とします。(把握方法：回収実績)

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
不法投棄回収量	36 トン	2019 年度から 削減	2025 年度から 削減

## 第4章 施策の推進（実行計画）

### 1 実行計画の概要

- 長期ビジョンで定めたテーマの実現に向けて、4つの基本方針に基づき、具体的な施策を定める実行計画を策定します。
- 古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点3品目については、基本方針及び品目の特性に応じた施策を実施し、取組指標において、具体的な削減量を設定します。

### 2 基本方針別施策

- 長期ビジョンで掲げる4つの基本方針と14の方向性に基づき、施策を定めます。
- 取組指標を用いて、施策の効果を多面的に把握します。

図表 33 基本方針別施策の体系



<b>基本方針 1</b>	<b>都市特性を踏まえた循環型社会づくり</b>
---------------	--------------------------

## 1 施策の方向性

循環型社会の実現に向けて、第3次産業中心の「商業都市」として、環境配慮型商品の普及を進めるとともに、「アジアの交流拠点都市」として、福岡市を訪れる人々が自然に3R行動を実践しやすい環境を整備します。

## 2 主な施策

### ○ 環境配慮型商品の更なる普及・促進【共働】

バイオマスプラスチックや生分解性プラスチックといった代替素材の普及やグリーン購入を促進し、環境配慮型商品の普及を促進します。

施策・事業	内容
ごみ袋へのバイオマス素材の導入【強化】	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに、指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。
業界団体と連携した代替素材の普及・促進【新規】	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への啓発指導を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。
市民の環境配慮型商品の購入促進【新規】	市民に対し、エコマーク認定商品や詰替え商品等の環境配慮型商品の購入促進に向けた広報啓発を実施します。
事業者へのグリーン購入の普及・促進【新規】	市役所庁内におけるグリーン購入の徹底を図るとともに、事業者のグリーン購入への意欲を喚起するため、「福岡市グリーン購入ガイドライン」の周知をはじめとした広報啓発や企業における取組事例の紹介などを行います。

### ○ 交流人口をターゲットとした3Rの推進【共働】

多くの人々が集まる駅、空港、宿泊施設、商業施設、飲食店といった施設の特性に応じた3R施策を推進します。

施策・事業	内容
福岡エコ運動の推進	食品ロス削減に取り組む飲食店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布・市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
特定事業用建築物への指導【強化】	特定事業用建築物の所有者等に対して、事業系古紙の分別など適正排出指導を実施します。併せて、ペーパーレス化等による古紙の発生抑制やフードバンク活用等の食品ロス削減及び資源化への誘導を行います。

施設特性に応じた 3R推進モデル事業 【新規】	大規模集客施設において、施設特性に応じた3Rの推進に関する施策を検討、実施します。
-------------------------------	---

○ 単身者・高齢者世帯等の多様なライフスタイルに対応した資源循環の推進  
【共働】

単身者や高齢世帯に対応した資源物回収や外国人居住者向けの多言語での広報など多様なライフスタイルに対応した資源循環施策を推進します。

施策・事業	内容
学生や新社会人に対する教育・啓発【新規】	企業や大学と連携し、新たに福岡市に転入した学生、新社会人向けにWebなどのツールを活用した啓発を実施します。
「新しい生活様式」に対応した資源回収促進の検討【新規】	「新しい生活様式」による通販利用により増加が見込まれる段ボールについて、通販会社や配達業者などを活用した回収ルートの構築を検討します。
高齢者向けの資源循環の推進の検討【新規】	地域集団回収等において、拠点まで資源物を持ち出せない高齢者を念頭に地域の共助を補完する高齢者支援策を検討します。
外国人居住者に対する多言語でのごみ出しルールの情報提供	外国人居住者に対して、ごみ出しルールを分かりやすく周知するため、QRコードを活用した多言語での情報提供のほか、ルールブックの配付や不動産業者、大学、日本語学校を通じた周知を実施します。

### 3 取組指標

項目		2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
環境配慮型商品を購入する市民の割合	詰替品の購入	78.3%	85%	90%
	再生品の購入	10.9%	15%	30%
特定事業用建築物における廃棄物発生量		36.4 トン/棟	2019年度から削減	2025年度から削減
市民のリサイクル実践度	集団回収の利用	64.5%	70%	75%
	古紙回収ボックスの利用	23.2%	30%	35%

基本方針 2	イノベーションとコミュニティによる地域循環共生圏の創造
--------	-----------------------------

### 1 施策の方向性

産学官連携によるイノベーションの創出やNPO等も参加した多様なコミュニティによる取組みによって、地域の活力を最大限発揮します。

### 2 主な施策

○ **設計段階からの環境配慮型商品の開発支援【共働】**

環境配慮型商品の普及を目的に設計段階からの開発支援を進めます。

施策・事業	内容
産学官連携による環境配慮型商品の開発支援【新規】	製造事業者等に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用して、環境配慮型商品の開発を支援します。

○ **ICT・AIを活用したシェアリング等の2Rビジネスの促進【共働】**

ICT・AIを活用した2Rビジネスの普及促進や事業活動における循環経済モデルの導入を進めます。

施策・事業	内容
ICT・AIを活用した食品ロス削減	気象予測に基づいた福岡市販需要予測情報の活用など食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
2Rビジネス（シェアリング）の普及・促進【新規】	市内で2Rビジネスモデルの構築を希望する事業者に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用し、事業構築を支援します。 また、構築したビジネスモデルについて、事業所への啓発指導を通じて、紹介等を行います。

○ **多様なコミュニティによる都市と自然が調和した資源循環の確立【共働】**

地域コミュニティや事業者、NPOなどの多様な主体による資源循環を推進します。

施策・事業	内容
地域集団回収等報奨制度【強化】	地域集団回収報奨制度を継続するとともに、雑がみの認知度向上による資源化の推進や集団回収空白地帯や担い手不足の団体への支援など、地域集団回収の活性化を進めます。 また、超高齢社会に対応した地域集団回収のあり方を検討します。

事業系食品廃棄物 リサイクル推進事業	食品廃棄物資源化施設の利用促進のため、排出事業者に対して、訪問などを通じた資源化への誘導を行います。
店頭回収の推進（スーパー等小売店との連携強化）【新規】	プラスチックごみ削減連絡会と連携し、事業者による店頭回収の取組みを拡大します。
生ごみリサイクル促進事業【強化】	家庭から発生する生ごみを資源化するため、段ボールコンポストの普及に取り組むとともに、菜園講座や一人一花運動との連携により、堆肥の活用方法の普及に努めます。
プラスチックリサイクルのあり方検討【新規】	国において検討されているプラスチック資源の回収・リサイクルを踏まえ、分別区分の見直しを含め、環境負荷やコスト等の観点から検討を行い、第1期実行計画期間において、プラスチックリサイクルの方向性と課題の整理を行います。

### 3 取組指標

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
リサイクル率	31%	34%	35%
資源化可能な古紙の焼却量	10.7万トン	8.7万トン	7.7万トン
食品廃棄物の焼却量	14.2万トン	14.1万トン	13.2万トン

## コラム

### 地域循環共生圏のプラスチックリサイクル

## 基本方針3 持続可能なライフスタイルとビジネススタイルへの転換

### 1 施策の方向性

持続可能な社会の実現に向けて、3Rを実践するライフスタイルやビジネススタイルへの転換を促進します。

### 2 主な施策

#### ○ 持続可能な消費行動への転換【市民】

持続可能な消費行動への転換を進めるため、マイバック・マイボトルの利用や持続可能な消費を促進します。

施策・事業	内容
マイバック、マイボトル等の普及促進【新規】	マイボトルの利用を促進するため、市有施設への給水スポットの設置や気軽に給水できるマイボトル協力店の登録拡大を進めるとともに、福岡市オリジナルマイボトルを活用した啓発を行います。
リフューズの推進	不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習などで啓発を行うとともに、市民・事業者と一体となって実践行動を促す啓発キャンペーンを実施します。
イベント等でのワンウェイプラスチックの削減推進【新規】	イベントにおけるリユース食器や代替素材の普及促進のため、市が主催するイベントでの実践やイベント主催者による取組みを促します。

#### ○ 手つかず食品、食べ残しなどによる食品ロスの削減【市民・事業者】

食品ロスを削減するため、家庭や事業活動における取組みを推進します。

施策・事業	内容
家庭での食品ロス削減【強化】	食品ロスの削減に関する出前講座や環境学習のほか、食育や防災分野と連携した発生抑制の実践に繋がる啓発を実施するとともに、フードドライブ活動の普及による未利用食品の有効活用を進めます。
福岡エコ運動の推進（再掲）	食品ロス削減に取り組む飲食店等の施設を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布・市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
ICT・AIを活用した食品ロス削減（再掲）	気象予測に基づいた福岡市販需要予測情報の活用など食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。
フードバンク活動推進事業	フードバンク活動を推進・支援し、食品ロスの削減を図ります。

○ **事業系古紙の資源化推進【事業者】**

事業系古紙の資源化を推進するため、雑がみの認知度向上や紙おむつの資源化に向けた課題の整理を行います。

施策・事業	内容
事業系古紙資源化推進事業（事業系古紙分別区分追加）【強化】	2020年（令和2年）10月に開始した事業系古紙の分別区分追加について、排出事業者に対する適正排出指導等により制度の浸透を図り、古紙の資源化を促進します。
紙おむつの資源化検討【新規】	国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、環境負荷、コスト等の観点からリサイクル手法の検討を行い、第1期実行計画期間中に紙おむつの資源化に関する方向性と課題の整理を行います。

○ **ESG投資の普及・促進【事業者】**

地域金融機関との連携により、ESG投資の普及・促進を進めるとともに、事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、事業者のごみ減量・リサイクルに資する取り組みを資金面で支援します。

施策・事業	内容
地域金融機関と連携したESG投融资の普及・促進【新規】	環境・社会・企業統治のESG要素、特に環境分野に取り組む事業者の資金調達が進むよう地域金融機関等と連携し、ESG投融资の普及に向けた取組みを進めます。
事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援事業	事業系ごみの資源化を推進するため、事業者による資源化施設の整備について、事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、支援を行います。
事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業	事業系ごみ資源化推進ファンドを活用し、事業系ごみの減量・資源化に資する技術研究等に対して、研究費用の助成を行います。

3 **取組指標**

項目		2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
持続可能な消費 行動の実践度	レジ袋の辞退	79.2%	85%	95%
	簡易包装の購入	55.8%	60%	70%
	マイボトルの持参	53.6%	60%	70%
	計画的な購入	44.3%	50%	60%
家庭系プラスチックごみの焼却量		5.8万トン	5.7万トン	5.5万トン
手つかず食品の量		2.3万トン	2.2万トン	1.8万トン

資源化可能な事業系古紙の焼却量	6.3万トン	4.3万トン	3.6万トン
市内総生産あたりの事業系ごみ処理量 (参考指標)	3.77トン/億円 (2017年度)	2017年度から 削減	2025年度から 削減

コラム  
食品ロスの削減

基本方針 4	適正処理の更なる推進
--------	------------

## 1 施策の方向性

平時から事故・災害時まで一貫して安全を確保できる処理体制を構築するとともに、廃棄物処理過程における脱炭素化や陸域でのプラスチック回収による海洋プラスチック対策を推進します。

## 2 主な施策

### ○ 適正処理に向けた基盤整備の推進【行政】

一般廃棄物及び産業廃棄物の適正処理を推進するとともに、新型コロナウイルス感染症などの感染症対策として、廃棄物処理事業における業務継続計画の継続的な見直しや感染性廃棄物への対応を行います。

施策・事業	内容
自己搬入ごみの適正化推進【強化】	ごみ処理施設への自己搬入について、2021年（令和3年）10月開始予定の排出事業者の事前登録制度の導入によりごみ減量意識の向上を図るとともに、適正搬入指導の更なる推進を図ります。
小型家電の拠点回収	携帯電話等の使用済小型電子機器に含まれる金属を資源化するため、回収ボックスによる拠点回収や粗大ごみ等からのピックアップ回収を実施します。
適正分別の推進【強化】	ごみ処理中の火災予防のため、スプレー缶の使い切りの徹底やリチウムイオン電池等の小型充電式電池の拠点回収を強化するなど、燃えないごみへの危険物の混入を防止します。
蛍光管・乾電池の拠点回収	家庭から排出される蛍光管・乾電池を家電量販店やホームセンター等に設置したボックスにて回収し、資源化します。
水銀使用廃製品の拠点回収	家庭から排出される水銀体温計・温度計・血圧計を福岡市薬剤師会会員薬局や区役所等に設置したボックスにて回収し、再資源化します。
拡大生産者責任の履行（国への提言）	市のごみ処理施設では処理できない適正処理困難物について、拡大生産者責任を踏まえ、製造・販売事業者による回収体制の整備など適正処理に向けた環境整備を国等の関係機関に提言します。
市が行う産業廃棄物のあり方検討【新規】	市が行う産業廃棄物処理について、中小企業振興や排出事業者責任、ごみ減量の観点から第1期実行計画期間中に課題の整理と今後の方向性を検討します。
新型コロナウイルス感染症対策【新規】	医療機関への立入調査を通じて、適正処理の徹底を図るとともに、感染症に係る廃棄物の処理方法の検討や業務継続計画の整備を通じて、新型感染症流行時においても安定的な廃棄物処理体制を確保します。

○ **大規模災害等に対応できる廃棄物処理体制の構築【行政】**

災害廃棄物処理体制の検討や大規模災害に対応できる施設整備，広域支援体制の構築を行います。

施策・事業	内容
災害廃棄物処理体制の検討	本市被災時における廃棄物処理の基本方針を定めた災害廃棄物処理計画に基づき，本市の処理体制の検討や災害対応力の向上に向けた研修・訓練を実施します。
大規模災害に対応した施設整備	大規模災害に対応できるよう施設を強靱化するとともに，災害廃棄物の処理を想定した施設整備を行います。 また，施設における業務継続計画を策定し，大規模災害時においても安定的に施設を稼働させます。
広域支援体制の構築	九州市長会における相互支援プラン，九州3指定都市災害廃棄物の処理における相互支援に関する協定及び都市圏自治体との協定を活用し，平時から広域連携の強化に努めるとともに，発災時には協定に基づく支援・受援を行います。

○ **廃棄物処理における温室効果ガス排出量削減の推進【行政】**

脱炭素社会を推進するため，収集運搬及び処理工程における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

施策・事業	内容
収集運搬における排出量削減の推進【新規】	収集ルート効率化やパッカー車への低公害車の導入補助の検討など，収集運搬時の温室効果ガス排出量削減に努めます。
ごみ焼却熱の有効利用，熱回収の高効率化	効率的な施設運用と節電対策を行うことで，発電電力量と送電電力量の確保に努めるとともに，清掃工場発電した電力について，自己託送や小売電気事業者仲介による市有施設等への供給を検討します。
ごみ袋へのバイオマス素材の導入（再掲）	ラブアース・クリーンアップなどのボランティア清掃用ごみ袋へバイオマス素材を導入するとともに，指定袋へのバイオマス素材の導入を検討します。

○ **海洋プラスチックごみ対策，不法投棄対策の推進【共働】**

良好な生活環境を保全するため，海洋プラスチックごみ対策や不法投棄対策を推進します。

施策・事業	内容
地域清掃活動の推進【強化】	地域ぐるみ清掃やラブアース・クリーンアップ等のボランティア清掃において袋の配付や収集の支援を継続し，清掃活動を促進します。

地域等と連携した 不法投棄対策	パトロール等による監視，地域団体への支援，市民啓発，関係機関との連携により不法投棄対策を実施します。
--------------------	--

### 3 取組指標

項目		2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
有害廃棄物等 の混入量	蛍光管	17 トン	2019年度から 削減	2025年度から 削減
	乾電池	238 トン		
	スプレー缶（残留物あり）	36 トン		
	リチウムイオン電池	調査中	2020年度から 削減	
廃棄物処理における温室効果ガス 排出量		調査中	2019年度から 削減	2025年度から 削減
廃棄物発電による温室効果ガス削減量		9.4万トン-CO <sub>2</sub>	※	※
不法投棄回収量		36 トン	2019年度から 削減	2025年度から 削減

※ 廃棄物発電による温室効果ガス削減量は，年度毎に公表される九州電力㈱のCO<sub>2</sub>排出係数に発電電力量を乗じて算出するため，目標の設定が難しいことから，数値の把握にとどめます。

## コラム

### ゼロカーボンシティ or 海洋プラスチック

### 3 重点3品目に関する施策

古紙、プラスチックごみ、食品廃棄物の重点3品目について、各品目の特性を踏まえ、施策を実施します。重点3品目については、基本方針別施策と基本方針毎の取組指標を品目毎に整理し、施策の進捗を管理します。

#### (1) 古紙に関する施策

##### ① 再生紙の優先利用

再生紙の優先利用を促すため、市によるグリーン購入のほか、民間事業者に対して、再生紙の優先利用に関する啓発を行います。

##### ② 発生抑制、リサイクルの推進

ペーパーレス化やリフューズの実践による発生抑制を進めるとともに、雑がみ回収の認知度向上や地域集団回収のあり方の検討、事業系古紙の資源化の取組みを進めます。

#### 【主な施策】

施策・事業	内容
特定事業用建築物への指導（再掲）	特定事業用建築物の所有者等に対して、事業系古紙の分別徹底やペーパーレス化等による古紙の発生抑制に関する指導・啓発を行います。
施設特性に応じた3R推進モデル事業（再掲）	大規模集客施設において、施設特性に応じた3Rの推進に関する施策を検討、実施します。
地域集団回収等報奨制度（再掲）	地域集団回収報奨制度を継続するとともに、雑がみの認知度向上による資源化の推進や集団回収空白地帯や担い手不足の団体への支援など、地域集団回収の活性化を進めます。また、超高齢社会に対応した地域集団回収のあり方を検討します。
事業系古紙資源化推進事業（再掲）	2020年（令和2年）10月に開始した事業系古紙の分別区分追加について、排出事業者に対する適正排出指導等により制度の浸透を図り、古紙の資源化を促進します。
「新しい生活様式」に対応した資源回収促進（再掲）	「新しい生活様式」による通販利用により増加が見込まれる段ボールについて、通販会社や配達業者などを活用した回収ルートの構築を検討します。
高齢者向けの資源循環の推進（再掲）	地域集団回収等において、拠点まで資源物を持ち出せない高齢者を念頭に地域の共助を補完する高齢者支援策を検討します。
紙おむつの資源化検討（再掲）	国における検討や民間事業者の研究等を踏まえ、環境負荷、コスト等の観点からリサイクル手法の検討を行い、第1期実行計画期間中に紙おむつの資源化に関する方向性と課題の整理を行います。

### ③ 取組指標

資源化可能な古紙の焼却量を 2030 年度（令和 12 年度）までに 3 万トン削減します。

項目	2019 年度 (基準年度)	2025 年度 (中間目標)	2030 年度 (目標年度)
資源化可能な古紙の焼却量	10.7 万トン	8.7 万トン	7.7 万トン

## (2) プラスチックごみに関する施策

### ① 主な施策

プラスチック資源循環戦略では、ワンウェイプラスチック削減の徹底、再生材・バイオプラスチックの利用促進、効果的・効率的で持続可能なリサイクル、海洋プラスチック対策などが重点戦略として掲げられています。

本計画ではプラスチック資源循環戦略を踏まえて、発生抑制、代替素材の普及促進、リサイクル、海洋プラスチック対策の観点から次の施策に取り組みます。

#### 【主な施策】

施策・事業	内容
マイバック、マイボトル等の普及促進（再掲）	マイボトルの利用を促進するため、市有施設への給水スポットの設置や気軽に給水できるマイボトル協力店の登録拡大を進めるとともに、福岡市オリジナルマイボトルを活用した啓発を行います。
リフューズの推進（再掲）	不要なものを断る「リフューズ」の理解と実践を促進するため、出前講座や環境学習などで啓発を行うとともに、市民・事業者と一体となって実践行動を促す啓発キャンペーンを実施します。
2Rビジネス（シェアリング）の普及・促進（再掲）	市内で2Rビジネスモデルの構築を希望する事業者に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用し、事業構築を支援します。 また、構築したビジネスモデルについて、事業所への啓発指導を通じて、紹介等を行います。
業界団体と連携した代替素材の普及・促進（再掲）	プラスチックごみ削減連絡会や排出事業者への啓発指導を通じて、バイオマスプラスチック等の代替素材への転換を促します。
産学官連携による環境配慮型商品の開発支援（再掲）	製造事業者等に対して、事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業を活用して、環境配慮型商品の開発を支援します。

店頭回収の推進 (再掲)	プラスチックごみ削減連絡会と連携し、事業者による店頭回収の取組みを拡大します。
プラスチックリサイクルのあり方検討(再掲)	プラスチック資源の一括回収制度等を踏まえ、分別区分の見直しを含め、環境負荷やコスト等の観点から検討を行い、第1期実行計画期間において、プラスチックリサイクルの方向性と課題の整理を行います。
地域清掃活動の推進 (再掲)	地域ぐるみ清掃やボランティア清掃において袋の配付や収集の支援を継続し、清掃活動を促進します。
地域等と連携した不法投棄対策(再掲)	パトロール等による監視、地域団体への支援、市民啓発、関係機関との連携により不法投棄対策を実施します。

## ② 取組指標

家庭系プラスチックの焼却量を2030年度(令和12年度)までに2千トン削減します。

項目	2019年度 (基準年度)	2025年度 (中間目標)	2030年度 (目標年度)
家庭系プラスチックごみの焼却量	5.8万トン	5.7万トン	5.5万トン

## (3) 食品廃棄物に関する施策

### ① 食品ロスの削減

本計画は食品ロス削減推進法第13条の市町村食品ロス削減推進計画として、食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(令和2年3月31日閣議決定)を踏まえ、次の施策に取り組みます。

また、市による食品ロス削減の取組みは、環境局が中心となり、関連部局と連携の上、推進します。

#### 【主な施策】

施策・事業	内容
家庭での食品ロス削減(再掲)	食品ロスの削減に関する出前講座や環境学習のほか、食育や防災分野と連携した発生抑制の実践に繋がる啓発を実施するとともに、フードドライブ活動の普及による未利用食品の有効活用を進めます。
福岡エコ運動の推進(再掲)	食品ロス削減に取り組む飲食店等を「福岡エコ運動協力店」として登録し、啓発ツールの配布・市ホームページでの広報等の支援を行うとともに、市民向けの広報・啓発を行います。
ICT・AIを活用した食品ロス削減(再掲)	気象予測に基づいた福岡市販需要予測情報を活用し、食品関連事業者の食品ロス削減に向けた取組みを支援します。

食品ロス削減の取組みに対する表彰	食品ロス削減について、顕著な功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、その取組みを広く市民に広報します。
組成調査の実施	家庭ごみや事業系ごみの組成調査を実施し、食品ロス発生量を把握するとともに、調査結果を施策に反映します。
フードバンク活動推進事業（再掲）	フードバンク活動を推進・支援し、食品ロスの削減を図ります。

## ② 発生抑制，食品リサイクルの推進

食品廃棄物の発生抑制やリサイクルを推進するため、次の施策に取り組めます。

### 【主な施策】

施策・事業	内容
施設特性に応じた3R推進モデル事業（再掲）	大規模集客施設において、施設特性に応じた3Rの推進に関する施策を検討、実施します。
生ごみリサイクル促進事業（再掲）	家庭から発生する生ごみを資源化するため、段ボールコンポストの普及に取り組むとともに、菜園講座や一人一花運動との連携により、堆肥の活用方法の普及に努めます。
事業系食品廃棄物リサイクル推進事業（再掲）	食品廃棄物の資源化施設の利用促進のため、特定事業用建築物等の排出事業者に対して、訪問による説明や広報物を活用した周知を行います。

## ③ 取組指標

2030年度（令和12年度）までに食品ロス（手つかず食品）の発生量を5千トン、食品廃棄物の焼却量を1万トン削減します。

項目	2019年度 （基準年度）	2025年度 （中間目標）	2030年度 （目標年度）
手つかず食品の量	2.3万トン	2.2万トン	1.8万トン
食品廃棄物の焼却量	14.2万トン	14.1万トン	13.2万トン

#### 4 分野横断別施策

本計画では基本方針に共通する施策として、「ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施」と「経済的手法の活用」の分野横断的施策を実施します。

##### (1) ターゲットに応じた環境教育・広報啓発の実施

- 前計画では、施策の柱の1つとして、「人づくり」を掲げ、ごみ減量・リサイクルに取り組む市民・事業者のリーダーなど、人材の育成に向けた環境教育・学習機会の提供や実践につながる情報発信を行ってきました。
- 一方で、アンケート結果などからは、「ごみ減量・リサイクルへの関心が実践につながっていない」、「性別・年齢でごみ減量・リサイクルの実践行動は異なる」といった課題が明らかになりました。
- そこで本計画ではこれまでの取組みを踏まえながら、年代やライフスタイルといったターゲットに応じた市民の実践行動につながる環境教育・広報啓発に取り組めます。

##### 【主な施策・事業】

施策・事業	内容
環境教育・学習の更なる推進【強化】	小学校4年生を対象とした環境学習を継続するとともに、委員会活動や中学生を対象とした学習機会の拡充や環境関連施設親子見学ツアーの実施など、体験を通じた環境意識の醸成に取り組めます。
LINEを活用したごみ出し日の通知サービス	福岡市LINE公式アカウントにて、ごみ出し日やごみの分別に関する情報を分かりやすく案内します。
多様な主体をつなぐマッチング支援（大学、企業、地域、環境団体等）【新規】	3Rステーションを拠点として各種団体と連携した事業を展開するとともに、多様な主体がワンストップで情報を入手できるポータルサイトを開設し、団体同士の情報共有や連携を促進します。
SNSや動画など親しみやすいコンテンツによる情報発信【新規】	啓発動画の配信や環境局のSNSアカウントの機能充実などにより、市民が気軽に環境に関する情報に触れる機会を拡大するとともに、動画を活用した出前講座・環境学習の実施やWeb講座を開催します。
福岡市環境行動賞	ごみ減量・リサイクルや地球温暖化防止などに積極的に取り組むなど、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体・学校・事業者を表彰し、広く市民に公表します。

## (2) 経済的手法の活用

ごみ処理に係る市民・事業者の負担の公平性の確保を図るとともに、さらなるごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみ処理手数料やファンドなどの経済的手法を活用します。

### 【主な施策・事業】

施策・事業	内容
環境市民ファンド	持続可能なライフスタイルへの転換に向けて、地域集団回収報奨制度など、市民による3Rの取組みを経済的に支援します。
事業系ごみ資源化推進ファンド	持続可能なビジネススタイルへの転換に向けて、「リサイクル情報ネットワークの構築」「リサイクルに取り組む排出事業者への支援」「リサイクル事業者への事業化の支援」「事業系ごみのリサイクルに関する研究への支援」といった事業系ごみの減量・リサイクルに繋がる取組みを経済的に支援します。
家庭ごみの有料制	循環型社会の構築に向けて、市民一人ひとりがごみ減量とリサイクルを実践するライフスタイルへの変革やごみの排出者としての責任の明確化と負担の公平性を確保するため、家庭ごみの有料制を継続します。
事業系ごみの処理手数料制度	排出事業者の処理責任の原則と負担の公平性の観点を踏まえ、引き続きごみ処理原価に基づく適正な料金水準が保たれるよう、事業系ごみ処理手数料制度を継続します。

## コラム

### 家庭ごみ有料化と環境市民ファンド

## **5 新たな仕組みの検討**

超高齢社会への対応や脱炭素社会の実現に向けて、ごみ減量・リサイクルに関する新たな仕組みを検討します。検討結果については、第1期実行計画の評価・検証に合わせて評価を行います。

### **(1) 収集運搬における検討**

- ① 高齢者、障がい者の居宅からのごみ・資源物の持出し・収集システム

### **(2) 施設における検討**

- ① 焼却灰の再資源化や焼却灰に含まれる資源の回収
- ② 焼却処理施設から排出される二酸化炭素の分離回収・活用システム

### **(3) 処理システムにおける検討**

- ① 食品廃棄物などをバイオマスエネルギーシステムへ活用する仕組み
- ② 温室効果ガスなどの環境負荷やコスト、再資源化施設の立地状況を踏まえたプラスチックリサイクルの手法

## **6 その他の取組み**

### **(1) 広域連携**

近隣市町との相互協力・連携の観点から、災害時相互協力協定等により、福岡市のごみ処理に支障を及ぼさない範囲でごみ処理を受託します。

また、福岡都市圏17市町で構成する福岡都市圏環境行政推進協議会において、相互連携を図り、効率的・効果的な環境行政を進めるとともに、周辺市町とともに循環型社会の形成に貢献します。

### **(2) 国際貢献**

地元大学との共同研究による廃棄物埋立技術である福岡方式（準好気性埋立構造）を軸に、独立行政法人国際協力機構（JICA）や国連ハビタット福岡事務所、地元の大学・研究機関などとの連携による技術協力を展開します。

### **(3) 技術の承継**

人材の高齢化に伴い、廃棄物処理・リサイクルの分野においても、これまで培われてきた技術の承継が課題となっています。このため、指導能力を備える高齢者の活用と技術の承継の仕組みづくりを検討します。

### **(4) 産業廃棄物対策**

産業廃棄物の再利用・再資源化の推進を図るとともに、排出事業者及び処理事業者への立入指導を継続的に行い、適正処理の徹底を図ります。

## 第5章 ごみ処理体制

### 1 ごみ処理体制

#### (1) 分別収集・資源物回収

##### ① 戸別収集

- ごみの分別収集については、ごみを夜間に戸別収集していることを踏まえ、市民に分かりやすく、取り組みやすい分別とするため、家庭ごみについては4分別により収集した後、東部及び西部の資源化センターで「燃えないごみ」から鉄・アルミを選別するとともに、「空きびん・ペットボトル」は選別処理施設でペットボトルと空きびん(無色・茶色・その他)の4種類に選別し、最終的に9つの区分で処理します。
- 事業系ごみについては3分別により収集するものとします。
- 分別区分は、コストや環境負荷、再生技術の確立、再生品の需要や市場性、資源物回収ルートや施設の整備状況、減量効果などを総合的に勘案して決定することとします。

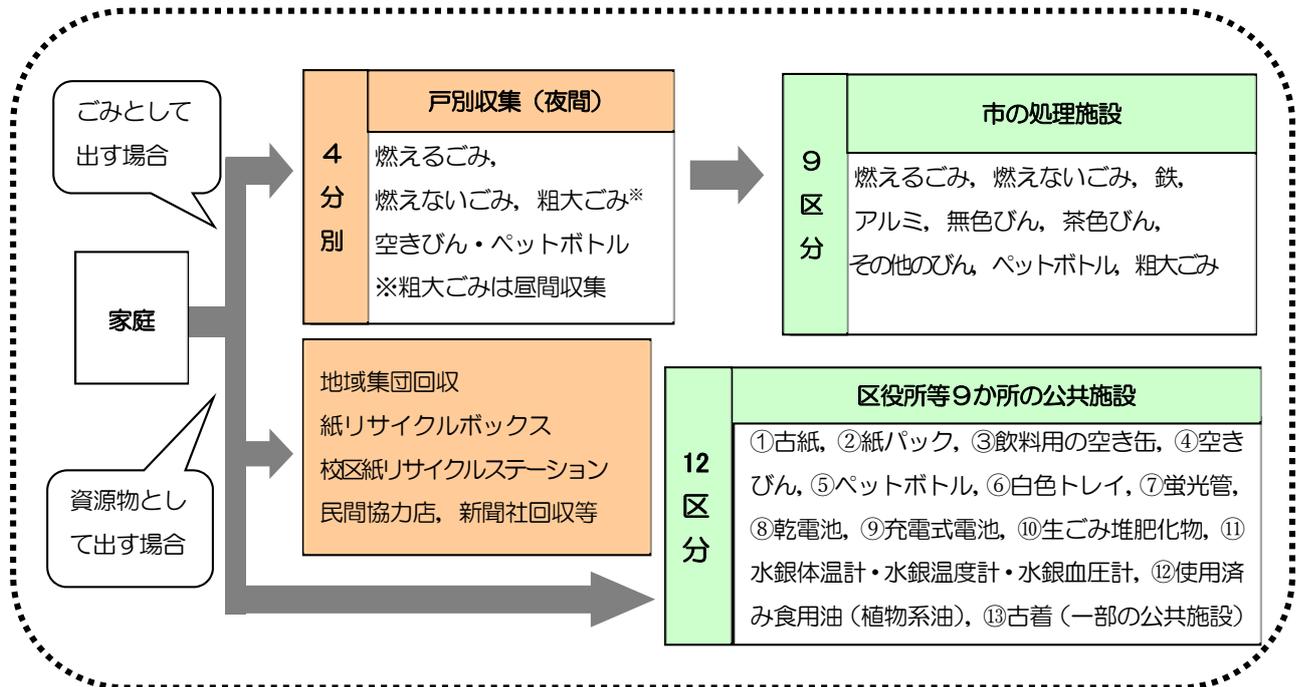
図表 34 ごみの分別区分

区 分		内 容
家庭ごみ	燃えるごみ	家庭から排出される台所ごみ、プラスチック類、皮革類などのごみ
	燃えないごみ	家庭から排出される金属類、ガラス類、陶器類などのごみ
	粗大ごみ	家庭から排出される家具や家電製品などの大型ごみ(ただし、エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機、パソコンを除く)
	空きびん・ペットボトル	家庭から排出される飲料・酒類・調味料などのガラスびんと飲料・酒類・しょうゆ用などのペットボトル
事業系ごみ	燃えるごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えるごみ
	燃えないごみ	会社・商店などの事業所から出される燃えないごみ
	古紙	会社・商店などの事業所から出される再生可能な古紙
公共系ごみ	燃えるごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えるごみ
	燃えないごみ	道路清掃、河川清掃などのごみや不法投棄ごみのうち燃えないごみ

##### ② 資源物回収・拠点回収

- 地域集団回収や地域の回収拠点、スーパーマーケットなどの民間協力店において資源物を回収し、リサイクルを促進します。
- 民間事業者と連携して使用済小型電子機器の回収に取り組み、レアメタルなどの資源循環を促進します。
- 区役所等9か所の公共施設において、資源物を回収します。

図表 35 家庭から排出されるごみと資源物の出し方



③ 収集運搬計画

- 福岡市が整備する収集運搬の区分と体制は図表 36 のとおりとします。
- 収集運搬業者への指導や作業体制・器材の見直しなどにより、効率的な収集運搬体制を確保します。

図表 36 収集運搬の区分と体制 (2021 年度 (令和 3 年度))

種類		処理主体	排出方法	収集回数	収集方法
家庭ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	指定袋	週 2 回	市の委託による戸別収集又は自己搬入
	燃えないごみ			月 1 回	
	粗大ごみ		粗大ごみ処理券を添付又は市長が指示する方法	申込みの都度	
	空きびん・ペットボトル		指定袋	月 1 回	
事業系ごみ	燃えるごみ	許可業者又は排出者	中身が見える袋	—	排出者が自ら運搬する又は許可業者が戸別収集
	燃えないごみ				
	古紙		収集運搬業者が指定する方法		収集運搬業者が指定する方法
公共系ごみ	燃えるごみ	市 (委託)	—	必要に応じて	市の委託
	燃えないごみ				

## (2) 中間処理

### ① 中間処理の基本方針

- 福岡市の各施設においては、ごみを安定的・計画的・経済的に処理するため、十分な保守点検期間の確保など処理能力を維持する対策を講じ、適切に運転・管理します。
- 古紙や食品廃棄物などの資源化可能なごみについては、民間施設も活用し、再生利用を促進します。

### ② 中間処理の体制

- 収集効率を考慮するとともに、事故や故障、風水害等の災害による緊急事態にも対応できる安定的な中間処理体制を確保することを基本とします。

図表 37 中間処理施設 (2021 年度 (令和 3 年度))

#### 【焼却処理施設】

施設名	所在地	型 式	施設規模	発電能力
西部工場	福岡市西区大字拾六町1191番地	連続運転ストーカ式焼却炉	750トン/日	10,000kW
臨海工場	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13番42号	連続運転ストーカ式焼却炉	900トン/日	25,000kW
玄界島焼却場	福岡市西区大字玄界島タテバサキ310-2	間欠運転ストーカ式焼却炉	1トン/8h	—
東部工場 (㈱福岡クリーンエナジー)	福岡市東区蒲田五丁目11番2号	連続運転ストーカ式焼却炉	900トン/日	29,200kW
福岡都市圏南部工場 (福岡都市圏南部環境事業組合 <sup>16</sup> )	春日市大字下白水104番地の5	連続運転ストーカ式焼却炉	510トン/日	16,700kW

#### 【生ごみ処理施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
小呂島生ごみ処理場	福岡市西区大字小呂島字神の下63番1号	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	30kg/日
	福岡市西区大字小呂島306-2番地	生ごみ分解消滅処理 (バイオ処理)	20kg/日

#### 【破碎選別処理施設】

施設名	所在地	型 式	処理能力
東部資源化センター	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	回転式破碎機	100トン/5h
西部資源化センター	福岡市西区大字拾六町1191番地	回転式破碎機	100トン/5h

<sup>16</sup> 福岡都市圏南部環境事業組合：福岡市，春日市，大野城市，太宰府市，那珂川市の5市で構成する一部事務組合。

【空きびん・ペットボトル選別等処理施設】

施設名	所在地	処理能力
大和株式会社空きびん・ペットボトル選別等処理施設	古賀市薬王寺1719番地の1	38トン/7h
株式会社環境開発空きびん・ペットボトル選別等処理施設	福岡市西区大字太郎丸801番地の1	38トン/8h

【中継保管施設】

施設名	所在地	保管容量	面積
空きびん・ペットボトル中継保管施設	福岡市東区蒲田五丁目14番2号	341m <sup>3</sup>	—
ストックヤード 廃家電、廃蛍光管及び 廃白色トレイ保管施設	福岡市東区蒲田五丁目11番1号	—	540m <sup>2</sup>

③ 中間処理の方法

ア 市による再生処理

- 燃えないごみ・粗大ごみについては、東西の資源化センターにおいて、可燃物、不燃物、鉄及びアルミの4種類に破碎選別後、可燃物は焼却処理、不燃物は埋立処分し、鉄、アルミ及びその他の有価物については再資源化業者への売却を行います。
- 空きびん・ペットボトルについては、市が委託した民間施設において、ペットボトル、無色びん、茶色びん及びその他のびんの4種類に選別し、それぞれ再生利用を図ります。
- 再使用可能な粗大ごみについては、臨海3Rステーションにて市民に提供します。

イ 民間施設を活用した再生処理

- 古紙、食品廃棄物、木くず等について、民間施設を活用し、再生利用を図ります（図表38）。

図表 38 民間再資源化施設

【せん定枝等再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
木材開発株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区東浜二丁目85-25	破碎	39.0トン/日
中山リサイクル産業株式会社 木くず破碎施設	福岡市東区箱崎ふ頭四丁目13-1	破碎	40.41トン/日
有限会社南部グリーンサービス せん定樹木破碎施設	福岡市南区桧原五丁目17番30号	破碎	4.368トン/日
株式会社梶原組 刈草、せん定樹木等堆肥化施設	福岡市城南区南片江六丁目21番8号	破碎・堆肥化	4.48トン/日
早良西造園協同組合 せん定樹木破碎施設	福岡市西区大字羽根戸786番地の1	破碎	4.56トン/日

【食品廃棄物再資源化施設（飼料化）】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
株式会社環境エイジェンシー 食品廃棄物再資源化施設	福岡市西区大字太郎丸786番地1 福岡市西区大字太郎字上割795番地1, 795番地2	攪拌・乾燥	28トン/日

【古紙再資源化施設】

施設名	所在地	処理方式	処理能力
福岡市一般廃棄物リサイクル センター株式会社 紙類等圧縮梱包施設	福岡市博多区西月隈四丁目883番, 884番1, 965番	圧縮・梱包	124.8トン/日

ウ 焼却処理・熱回収

- 廃棄物処理法に基づき、環境保全に合致する処理を行うため、再生処理できるもの以外の燃えるごみについては焼却処理を基本とします。
- 焼却処理の際、熱回収による廃棄物発電を行い、脱炭素社会の構築を推進します。

④ 適切な運転・整備

- ごみを適切に受け入れ、環境に配慮した運転管理に努めるとともに、定期的に点検・整備を行い、安定的・計画的なごみ処理を実施します。
- 処理能力の維持対策などにより、施設の機能低下を抑えます。

(3) 最終処分

① 最終処分の基本方針

- 埋立場については、周辺環境に十分配慮しながら適正に維持管理します。

② 最終処分の体制

- 収集運搬の効率化や地震や風水害等の災害による緊急事態へ対処するため、東西2か所の埋立場を確保するとともに、福岡都市圏南部最終処分場の3か所にて最終処分を実施します（図表39）。

図表 39 最終処分場（埋立場）

埋立場名	所在地	埋立面積	埋立容量
東部（伏谷）埋立場	糟屋郡久山町大字山田 1431 番地 地の1	約 22.5 万㎡	約 510 万トン
西部（中田）埋立場	福岡市西区今津 4439 番地	約 18 万㎡	約 238 万トン
福岡都市圏南部最終処分場 （福岡都市圏南部環境事業組合）	大野城市大字中 906-12 番地	約 15.2 万㎡	約 52 万m <sup>3</sup>

③ 適切な維持・整備

- 搬入物の適正搬入を推進し、定期的に施設の点検・整備を行うことによって、適切な維持管理に努めるとともに、搬入物の資源化に努め、埋立場の延命化を図ります。

#### ④ 跡地利用

- 埋立場跡地については、既に農地や福祉施設等として有効に活用しており、引き続き、環境との調和を図りながら有効活用を進めます。

## 2 施設整備の基本方針

### (1) 計画的な整備

- ごみの長期的かつ安定的な適正処理を確保するため、本計画の策定及び進行管理において把握したごみの要処理量や災害廃棄物の発生予測量などを踏まえて、必要となる施設規模を検討し、計画的に施設整備を行います。
- 清掃工場の施設整備においては、災害時の防災拠点・エネルギー拠点として、災害時を含めた発電電力の有効な活用策などについても検討します。また、ごみ発電効率の向上やごみ処理過程における温室効果ガスの排出量の削減、資源物の回収を考慮した機能を有することにより、持続可能な施設となるよう整備を進めます。

### (2) アセットマネジメントを活用した既存施設の効率的な運用

- 既存のごみ処理施設は、延命化などによる効率的な運用を図るアセットマネジメントを活用しコスト削減を行います。なお、施設の老朽化に伴う大規模修繕時等においては、省エネルギー化などの機能向上を検討します。

### (3) 埋立容量の確保

- 既存の最終処分場の効率的な埋め立てによる延命化を図るとともに、残余容量を考慮しながら、安定的な埋立容量の確保に努めます。

### (4) 清掃工場の配置バランスと規模の適正化

- 清掃工場の整備については、効率的な収集運搬の観点や災害時のリスク分散を踏まえ配置を検討するとともに、適正な規模となるよう整備を図ります。

### (5) 環境教育・環境学習の機能

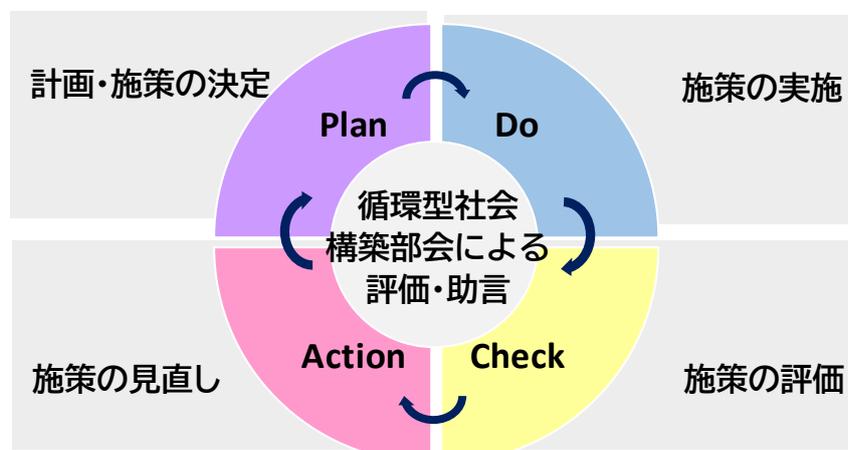
- ごみ処理施設は、環境教育・環境学習の機能を有する施設として整備を行います。

## 第6章 計画の進行管理

### 1 進行管理の方針

- 本計画の確実な推進を図るため、定期的な点検・評価を実施するとともに、今後の社会状況の変化にも柔軟に対応できるよう、適宜、計画の見直しを行います。
- 専門的見地による第三者評価を行うため、「福岡市環境審議会循環型構築部会」にて、点検・評価を実施します。
- 特に2024年度（令和6年度）及び2025年度（令和7年度）には、PDCAサイクルを踏まえ、第1期実行計画の検証及び第2期実行計画の策定を実施します。

図表 40 PDCAサイクルによる計画の進行管理



### 2 数値目標と取組指標による進行管理と進捗状況等の公表

- 進行管理にあたっては、進捗状況の客観的かつ合理的な評価を実施するため、可能な限り、具体的・定量的な数値目標と取組指標により行います。
- 市民・事業者の意識向上とごみ減量・リサイクルの行動を促進するため、毎年度、計画の進捗状況を公表するとともに、積極的に広報・啓発に活用します。

## 2 生活排水処理基本計画

### 第1章 生活排水処理の基本方針

福岡市の下水道普及率は2020年度（令和2年度）末で99.7%と100%近くに達しているため、し尿及び浄化槽汚泥の処理量については、毎年度策定する実施計画にて定めることとし、本計画では生活排水処理の基本的な事項を定めます。

### 第2章 生活排水処理基本計画

#### 1 し尿（くみ取りを要するもの）及び浄化槽汚泥の処理

くみ取りを要するし尿については、福岡市が収集運搬及び処分を行い、浄化槽汚泥については、許可業者が収集運搬し、市が処分します。

##### (1) 収集運搬計画

収集は下記のとおり行い、収集したし尿及び浄化槽汚泥は「4 し尿処理施設の概要」に掲げる施設に運搬します。

区分	収集区域	収集回数	収集方法
し尿	市の区域	原則として月1回	市民の申し込みにより市（委託）が戸別収集する。
浄化槽汚泥	市の区域	随時	浄化槽清掃後の汚泥を許可業者が戸別収集する。

##### (2) 中間処理及び最終処分計画

し尿処理施設に運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、全量を汚泥脱水機で固液分離し、分離液は生物処理後、希釈し、公共下水道に放流します。脱水汚泥は清掃工場で焼却処理し、熱エネルギーを回収します。

#### 2 し尿（くみ取りを要するものを除く）及び生活排水の処理

下水道処理（集落排水設備処理等を含む）を基本とし、引き続き、下水道の整備を推進するとともに、排出者による処理については、生活排水からの汚濁物質の除去、浄化槽の適正な維持管理等を指導し、適正な処理を図ります。

#### 3 市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れ

市外からのし尿及び浄化槽汚泥の受入れについては、原則として互恵関係のある近隣の市町からとします。ただし、災害時などにおいては、「一般廃棄物の処理に関する相互協力協定書」等に基づき、市外のし尿及び浄化槽汚泥を受け入れます。

#### 4 し尿処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	資源化方式	計画日量
中部汚泥再生処理センター	福岡市中央区那の津二丁目11番3号	固液分離処理方式（下水道放流）	助燃材	65kL/日